

2025年4月

co-op 生命共済

新あいあい

ご契約のしおり



CO・OP生命共済《新あいあい》の契約においては、
こくみん共済 coopの個人長期生命共済事業規約・
細則の内容が契約内容となります。共済事業規約・
細則の本文は、CO・OP共済ホームページでご覧い
ただけます。

<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>



は じ め に

このたびは、CO・OP生命共済《新あいあい》にご加入いただきまして、ありがとうございました。

CO・OP生命共済《新あいあい》は、こくみん共済 coop（正式名称「全国労働者共済生活協同組合連合会」）の個人長期生命共済「定期生命プラン（2019）」および「定期医療プラン（2019）」にもとづき構成されたCO・OP専用商品です。

ご契約内容は、こくみん共済 coopの個人長期生命共済事業規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」）ならびにこれらにかかる条項を除きます。）および個人長期生命共済事業細則（以下「規約および細則」といいます。）となります。

- 《新あいあい》基本契約：定期生命プラン（2019）
 《新あいあい》医療特約（先進医療特約付）：定期医療プラン（2019）
 《新あいあい》女性疾病医療特約：定期医療プラン（2019）

【共済商品】

引受団体・規約	規約における名称およびこくみん共済 coopが実施しているプラン		《新あいあい》 保障の引受内容	
こくみん共済 coop 個人長期生命共済事業規約	生命基本契約	定期生命プラン (2019)	基本契約	死亡共済金 重度障害共済金 累加死亡共済金 累加重度障害共済金 リビングニーズ共済金 満期金
	災害特約			災害死亡共済金 障害共済金
	生命基本契約	定期医療プラン (2019)	医療特約	死亡共済金 重度障害共済金 リビングニーズ共済金
	疾病医療特約			病気入院共済金 病気手術共済金 病気放射線治療共済金 入院前病気通院共済金 退院後病気通院共済金
	災害医療特約Ⅱ			災害入院共済金 災害手術共済金 入院前災害通院共済金 退院後災害通院共済金 災害放射線治療共済金 災害通院共済金
	先進医療特約		先進医療特約	先進医療共済金
	女性疾病医療特約		女性疾病医療特約	女性疾病入院共済金 がん入院共済金 がん手術共済金 がん放射線治療共済金 悪性新生物診断共済金 上皮内新生物診断共済金 女性疾病退院共済金 在宅ホスピスケア共済金

この「ご契約のしおり」は、ご契約内容に関する大切なことがらを、わかりやすくご説明したものです。ご一読され、共済契約証書とともに大切に保管してください。

なお、ご契約内容となる事業規約・細則はCO・OP共済ホームページでご覧いただけます。

<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

内容についてご不明な点がございましたら、ご加入の生協、または日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「コープ共済連」といいます。）までご連絡ください。（お問い合わせ先は裏表紙にございます。）

お願いとお知らせ

1. 《新あいあい》に関する通知（共済契約証書等）はこくみん共済coopから直接送付されます。封筒もこくみん共済coopの封筒となりますのでご注意ください。
2. 共済契約証書とお申し込みの際の内容が相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申し込みの契約内容と相違していたり、ご不明な点がございましたら、ご加入の生協、またはコープ共済連までご連絡ください。なお、共済契約証書は契約上のあらゆる手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。
3. 掛金はこくみん共済coopから直接口座振り替えします。
4. 《新あいあい》は、CO・OP専用商品ですので、取扱い生協のみで加入できます。

※ この「ご契約のしおり」は、2023年5月8日から契約発効となるご契約を対象としています。

目 次

定期生命プラン（2019）

ページ

I 本則

第1章 《新あいあい》基本契約〈定期生命プラン（2019）〉の概要	
1. 用語の説明	8
2. 共済契約のタイプ	9
3. しくみと特長	10
第2章 保障内容（共済金のお支払い）	
4. 生命基本契約	10
第3章 共済金等のご請求	
【共済金受取人について】	
5. 共済金受取人	12
6. 指定代理請求人	13
【共済金等のご請求について】	
7. 共済金等の請求、支払時期および支払場所	14
8. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求	15
第4章 ご契約に際して	
【共済契約者および被共済者】	
9. 共済契約者の範囲	16
10. 被共済者の範囲	16
【共済契約の申込みおよびクーリングオフ】	
11. 共済契約の申込みと成立	16
12. クーリングオフ（共済契約の申込みの撤回等）	17
【共済期間、共済契約の更新】	
13. 共済期間	17
14. 共済契約の更新	18
第5章 ご契約後について	
【共済掛金の払込み】	
15. 共済掛金の払込み	19
16. 共済掛金の払込場所	20
【共済掛金の払込みの猶予期間および共済契約の失効】	
17. 共済掛金の払込猶予期間	20
18. 共済契約の失効	20
19. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い	20
【共済契約の取消し、無効、解約、解除および消滅】	
20. 詐欺等による共済契約の取消し	20
21. 共済金の不法取得目的による無効	21
22. 共済契約の無効	21
23. 共済契約の解約	21
24. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続	21
25. 重大事由による共済契約の解除	22
26. 告知義務違反による共済契約の解除	22
27. 被共済者による共済契約の解除請求	23
28. 共済契約の消滅	24

29. 基本契約ならびに各特約および各特則の無効等における取扱い	24
30. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い	24
31. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し	24
32. 消滅の場合の返戻金の払戻し	24
33. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算	25

【共済契約の変更】

34. 共済契約による権利義務の承継	25
35. 氏名または住所の変更	26
36. 共済契約関係者の続柄の異動	26
37. 共済金額の減額	26
38. 共済掛金の払込方法の変更	27

【規約・細則の変更】

39. 規約および細則の変更	27
40. 身体障害等級別支払割合表の変更	27

【その他ご契約に関する事項について】

41. 契約年齢の計算	27
42. 期間の計算	27
43. 生年月日および性別の誤りの取扱い	28
44. 時効	28
45. 事業の休止または廃止	28
46. 戦争その他の非常な出来事の場合	28
47. 生死不明の場合	28
48. 管轄裁判所	29

【税金について】

49. 共済掛金の保険料控除について	29
50. 共済金等の税法上の取扱い	29

【割りもどし金について】

51. 契約者割りもどし金	30
---------------	----

Ⅱ 満期共済金

第1章 満期共済金	30
-----------	----

Ⅲ 特約

第1章 災害特約	31
----------	----

Ⅳ 特則

第1章 リビングニーズ特則	33
第2章 掛金口座振替特則	36

定期医療プラン（2019）

ページ

I 本則

第1章 《新あいあい》医療特約〈定期医療プラン（2019）〉の概要

- 1. 用語の説明……………38
- 2. 共済契約のタイプ……………40
- 3. しくみと特長……………41

第2章 保障内容（共済金のお支払い）

- 4. 基本保障（生命基本契約）の基本契約共済金額……………42
- 5. 基本保障（疾病医療特約）の病気入院共済金日額……………42
- 6. 基本保障（災害医療特約Ⅱ）の災害入院共済金日額……………43
- 7. 基本保障の共済金のお支払い……………43

第3章 共済金等のご請求

【共済金受取人について】

- 8. 共済金受取人……………59
- 9. 指定代理請求人……………60

【共済金等のご請求について】

- 10. 共済金等の請求、支払時期および支払場所……………61
- 11. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求……………62

第4章 ご契約に際して

【共済契約者および被共済者】

- 12. 共済契約者の範囲……………63
- 13. 被共済者の範囲……………63

【共済契約の申込みおよびクーリングオフ】

- 14. 共済契約の申込みと成立……………63
- 15. クーリングオフ（共済契約の申込みの撤回等）……………64

【共済期間、共済契約の更新】

- 16. 共済期間……………64
- 17. 共済契約の更新……………65

第5章 ご契約後について

【共済掛金の払込み】

- 18. 共済掛金の払込み……………66
- 19. 共済掛金の払込場所……………67

【共済掛金の払込みの猶予期間および共済契約の失効】

- 20. 共済掛金の払込猶予期間……………67
- 21. 共済契約の失効……………67
- 22. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い……………67

【共済契約の取消し、無効、解約、解除および消滅】

- 23. 詐欺等による共済契約の取消し……………68
- 24. 共済金の不法取得目的による無効……………68
- 25. 共済契約の無効……………68
- 26. 共済契約の解約……………68
- 27. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続……………68
- 28. 重大事由による共済契約の解除……………69
- 29. 告知義務違反による共済契約の解除……………70
- 30. 被共済者による共済契約の解除請求……………70
- 31. 共済契約の消滅……………71

32. 基本契約ならびに各特約および各特則の無効等における取扱い	71
33. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い	71
34. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し	71
35. 消滅の場合の返戻金の払戻し	72
36. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算	72
【共済契約の変更】	
37. 共済契約による権利義務の承継	72
38. 氏名または住所の変更	73
39. 共済契約関係者の続柄の異動	73
40. 共済金額の減額	73
41. 共済掛金の払込方法の変更	74
【規約・細則の変更】	
42. 規約および細則の変更	74
43. 身体障害等級別支払割合表の変更	75
44. 診療報酬点数表の変更	75
【その他ご契約に関する事項について】	
45. 契約年齢の計算	75
46. 期間の計算	75
47. 生年月日および性別の誤りの取扱い	75
48. 時効	75
49. 事業の休止または廃止	76
50. 戦争その他の非常な出来事の場合	76
51. 生死不明の場合	76
52. 管轄裁判所	76
【税金について】	
53. 共済掛金の保険料控除について	76
54. 共済金等の税法上の取扱い	77
【割りもどし金について】	
55. 契約者割りもどし金	77
Ⅱ 先進医療特約	78
Ⅲ 女性疾病医療特約	80
Ⅳ 特則	
第1章 リビングニーズ特則	88
第2章 特別条件特則	90
第3章 掛金口座振替特則	90

別 表

	ページ
別表第1 身体障害等級別支払割合表……………	93
別表第2 不慮の事故等の定義とその範囲……………	99
別表第3 公的医療保険制度の定義……………	102
別表第4 先進医療の範囲……………	103
別表第5 悪性新生物の定義……………	104
別表第6 上皮内新生物の定義……………	105
別表第7 女性疾病の定義……………	106
別表第8 共済金額を制限する職業……………	109
別表第9 各共済金等請求の提出書類……………	111
別表第10 累加死亡共済金 例表 ……………	113
別表第11 解約返戻金目安表 ……………	114

巻末資料

	ページ
個人情報および特定個人情報にかかる保護方針……………	120
ご加入者の個人情報の共同利用について……………	122
個人情報の第三者提供について……………	126
納税義務国確認に伴う手続きのお願い……………	126
出資金について……………	126
苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて……………	127
労済組合員のしおり……………	128
CO・OP共済健康ダイヤルのご案内 ……………	130

定期生命プラン（2019）

I 本則

第1章 《新あいあい》基本契約〈定期生命プラン（2019）〉の概要

1. 用語の説明

用 語	説 明
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、こくみん共済 coopに共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。また、共済金受取人のうち、被共済者の死亡を原因として支払われる共済金の受取人を「死亡共済金受取人」といいます。
共済金額を制限する職業	別表第8「共済金額を制限する職業」に規定するものをいいます。
共済契約者	こくみん共済 coopと共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の種類	こくみん共済 coopが定める基本契約および特約により分類されるプランをいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済事故（支払事由）	共済金等が支払われる事由をいいます。
契約者割りもどし金	個人長期生命共済事業規約にもとづき、毎事業年度（6月1日から翌年5月末日まで）の決算により、剰余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
更改	共済契約者が共済期間の途中で共済契約を解約すると同時に、被共済者を同じくする共済契約を新たに申込み、解約日の翌日を発効日とする共済契約を締結することをいいます。
指定代理請求人	共済契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです。）を請求できない特別な事情がある場合に、共済契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。

用 語	説 明
身体障害・重度障害	「身体障害」とは、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいいます。「重度障害」とは、同表の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態その他こくみん共済 coopが認めるものをいいます。なお、「重度障害」および「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。（以下「施行規則」といいます。））第14条（障害等級等）に準じて行います。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいいます。
特則	「Ⅰ 本則」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、または1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいいます。
不慮の事故等	別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故およびこくみん共済 coop所定の感染症をいいます。

2. 共済契約のタイプ

《新あいあい》基本契約（以下「定期生命プラン（2019）」といいます。）は、被共済者が病気等や不慮の事故等により、死亡された場合や所定の重度障がいになられた場合に所定の共済金等をお支払いすることを主な内容とした契約期間を5年とした共済制度です。継続することにより、最長満80歳まで

保障が継続できます。この共済制度には、つぎの基本契約および特約があります。

(1) 生命基本契約

病気等や不慮の事故等による、死亡と重度障がい保障です。

(2) 災害特約

不慮の事故等による、死亡と重度障がいまたは重度障がいにいたらない障がいを保障する特約です。

3. しくみと特長

基本契約（「定期生命プラン（2019）」）

病気や不慮の事故等による万が一のとき、残されたご家族のことを考えて大型の保障設計が可能です。また、満期金は将来の生活設計にご活用いただくこともできます。

特長としては、余命6か月と診断されたときは生前保障として基本契約による死亡共済金の一部または全部を「リビングニーズ共済金」として先払いする制度があります。

（生命と満期金いずれも最低1口ずつ付帯）

保障内容		1口保障額	付帯条件等
生命	死亡・ 重度障害	100万円	1口（100万円）以上～20口（2,000万円）まで
	災害死亡・ 重度障害	200万円	リビングニーズ保障付き（死亡共済金） 災害死亡・災害重度障害は死亡・重度障害の倍額保障
	災害後遺障害	4～90万円	
満期金		10万円	1口（10万円）以上～50口（500万円）まで。ただし、死亡保障額が限度

第2章 保障内容（共済金のお支払い）

4. 生命基本契約

(1) 生命基本契約共済金額

① 生命基本契約にかかる共済金額（以下「生命基本契約共済金額」といいます。）の限度は、被共済者1人につき2,000万円とします。

※ こくみん共済 coopのその他の共済にもご加入の場合には、通算してこの金額を超える加入限度があります。

② 定期生命プラン（2019）に加入することにより、当該被共済者にかかる生命基本契約共済金額が、別表第8「共済金額を制限する職業」の職業・状態ごとに定められた限度をこえる場合には、定期生命プラン（2019）に加入することはできません。

また、更新時に共済金額を変更する場合において、当該被共済者にかかる生命基本契約共済金額が、別表第8「共済金額を制限する職業」の限度および満了した契約の生命基本契約共済金額をこえるときには、共済金額を変更して更新することはできません。

③ ①および②の共済金額には、つぎのアからオの共済契約の共済金額を通算します。

ア せいめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年5月31日以前発効）

イ せいめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年6月1日以降2006年4月30日以前発効）

ウ 定期生命プラン総合タイプ（個人長期生命共済事業規約：2006年

5月1日以降2019年7月31日以前発効)

エ 定期生命プラン（2019）（個人長期生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

オ 定期生命300（個人長期生命共済事業規約）

(2) 生命基本契約のお支払い

- ① 生命基本契約の共済金等を支払う場合および支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合は、つぎの表1のとおりです。

表1

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）	被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき (1) 死亡共済金 死亡したとき (2) 重度障害共済金 生命基本契約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障害となったとき	生命基本契約共済金額	つぎのいずれかに該当したとき (1) 死亡共済金 ① 被共済者が生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺したとき ② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき ③ 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ④ 共済契約者が故意に被共済者を死亡させたとき。（共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。） (2) 重度障害共済金 ① 被共済者が生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき ② 被共済者の故意（自殺行為を除きます。）により重度障害となったとき ③ 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき ④ 共済契約者が故意に被共済者を重度障害とさせたとき（共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。）

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
			⑤ 重度障害共済金を支払う前に死亡共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません。）の支払請求を受けたとき ⑥ こくみん共済 coop が死亡共済金を支払った後に重度障害共済金（当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません。）の支払請求を受けたとき。

- ② 更新契約の共済金の支払いにおいて、満了した共済契約の共済金額に相当する部分については、はじめてその共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日を起算日とします。

第3章 共済金等のご請求

【共済金受取人について】

5. 共済金受取人

- (1) 共済金受取人は共済契約者です。
- (2) (1)にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの①から⑤のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき人の順位は、つぎの①から⑤の順序により、②から⑤までの中にあつては、それぞれの項目中の順序によります。
- ① 共済契約者の配偶者（内縁関係にある方および同性パートナー（以下「内縁関係にある人等」）を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）

※ 同性パートナー

戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。

※ 内縁関係にある人等

「内縁関係にある人等」とは、生活実態をもとにこくみん共済 coop が認めた人をいいます。

- ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤ ③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) (2)の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、

代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。

- (4) (1)および(2)にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、つぎの①から④のいずれかに該当する場合に限り、こくみん共済 coop 所定の書類により被共済者の同意およびこくみん共済 coop の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができません。

① (2)の死亡共済金受取人の順位または順序を変えるとき

② (2)の①から⑤に該当しない共済契約者の親族に指定または変更するとき

③ こくみん共済 coop が認める金融機関等の債権保全のとき

④ その他特にこくみん共済 coop が認めるとき

- (5) (4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

① 共済契約を更新したとき

② 共済契約を更改したとき

③ 共済金額を減額したとき

④ 特約を解約したとき

- (6) (4)の書類がこくみん共済 coop に到達し、こくみん共済 coop が承諾した場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該書類を発した時にその効力が生じたものとします。ただし、当該書類がこくみん共済 coop に到達する前に指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、こくみん共済 coop は共済金を支払いません。

- (7) (4)および(5)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されない場合の死亡共済金受取人は、(1)および(2)の順位および順序によります。

6. 指定代理請求人

- (1) 指定代理請求人は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等を請求することができます。

- (2) 共済契約者は、こくみん共済 coop 所定の書類によりこくみん共済 coop の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。

① 共済契約者の配偶者

② 共済契約者の直系血族

③ 共済契約者の兄弟姉妹

④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

- (3) こくみん共済 coop は、(2)により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

① 共済契約を更新したとき

② 共済契約を更改したとき

③ 共済金額を減額したとき

④ 特約を解約したとき

【共済金等のご請求について】

7. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

- (1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第9「各共済金等請求の提出書類」の請求書類をこくみん共済 coop に提出して、共済金を請求してください。
- (2) こくみん共済 coop は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、こくみん共済 coop の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。
- (3) こくみん共済 coop は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこくみん共済 coop に到着した日の翌日以後10営業日以内に、こくみん共済 coop の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。

ただし、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他こくみん共済 coop が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下「必要な調査」といいます。）を要する場合において、こくみん共済 coop に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な請求書類がすべてこくみん共済 coop に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、共済金を共済金受取人に支払います。

- (4) さらに、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑧のいずれかに該当するときには、その旨をこくみん共済 coop が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこくみん共済 coop に到着した日の翌日以後、①から⑧の期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
③	こくみん共済 coop ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門の見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	
④	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	120日
⑤	弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき	180日
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
⑦	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	
⑧	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

- (5) こくみん共済 coop が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②の

いずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、(3)および(4)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）。

② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が(2)にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）。

(6) こくみん共済 coop は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金（以下「諸返戻金等」といいます。）の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこくみん共済 coop に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、こくみん共済 coop の指定した場所で、共済契約者に支払います。

8. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

(1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの①から③のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第9「各共済金等請求の提出書類」の書類を提出して、共済金等を請求することができます。

① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるところくみん共済 coop が認めたとき。

② 治療上の都合により、こくみん共済 coop が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。

③ その他①および②に準じる状態であるところくみん共済 coop が認めたとき。

(2) (1)の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。

(3) 共済契約者に共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③のいずれかをみたす場合には、代理請求人が別表第9「各共済金等請求の提出書類」の書類を提出して、こくみん共済 coop の承諾を得て、共済金等を請求することができます。

① 指定代理請求人が共済金等請求時に「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲外であるとき。

② 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）。

③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるところくみん共済 coop が認めたときをいいます。以下、(4)において同じです。）。

(4) (3)の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいずれかの人であることを要します。

① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者

② ①に該当する人がいない場合、または①に該当する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(5) (1)から(4)にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができま

せん。

- ① 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
 - ② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
 - ③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を(1)の①または③の状態に該当させたとき。
- (6) こくみん共済 coop は、(1)から(5)により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。

第4章 ご契約に際して

【共済契約者および被共済者】

9. 共済契約者の範囲

《新あいあい》の契約者になれる方は、《新あいあい》を取り扱っている生協の組合員または組合員と同一世帯の方で、かつこくみん共済 coop の会員である各県労済生協の組合員である方です。ただし、未成年の方が契約者となる場合、法定代理人の同意書が必要です。

10. 被共済者の範囲

- (1) 被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日または更新日において共済契約者との続柄がつぎの範囲内にある人です。
 - ① 共済契約者本人
 - ② 共済契約者の配偶者
 - ③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母（継父母を含みます。以下、この項目において同じです。）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者
 - ④ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹および子の配偶者
- (2) (1)の被共済者となることのできる年齢は、つぎのとおりです。
 - ① 共済契約の発効日において満0歳以上満71歳未満
 - ② 共済契約の更新日において満79歳未満
- (3) 共済契約の発効日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることができません。
 - ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これらに類する職業
 - ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
 - ③ その他こくみん共済 coop が指定する職業

【共済契約の申込みおよびクーリングオフ】

11. 共済契約の申込みと成立

- (1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名または記名押印のうえ、こくみん共済 coop に提出してください。
 - ① 共済契約の種類
 - ② 基本契約共済金額
 - ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約で定める必要な事項
 - ④ 共済期間
 - ⑤ 共済掛金額

- ⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所
- ⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
- ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
- ⑨ 申込日
- ⑩ その他こくみん共済 coopが必要と認めた事項

- (2) (1)の場合には、共済契約申込者または被共済者となる人は、共済事故の発生の可能性に係りのある重要な事項のうち、こくみん共済 coopが書面で行う被共済者の健康、職業ならびにこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等（以下「他の契約等」といいます。）に関して告知を求めた事項（以下「質問事項」といいます。）について、こくみん共済 coopの指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 共済契約申込者は、(1)および(2)のほか、こくみん共済 coopの指定する書類を提出しなければなりません。
- (4) こくみん共済 coopは、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。こくみん共済 coopが共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。
- (5) 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」といいます。）は、第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込みの日から1か月以内に、こくみん共済 coopに払い込まなければなりません。
- (6) こくみん共済 coopが共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、こくみん共済 coopは、第1回目の掛金払込予定日の翌月1日午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。
- (7) (6)の日を共済契約の発効日とします。
- (8) こくみん共済 coopは、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。
- (9) こくみん共済 coopは、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

12. クーリングオフ（共済契約の申込みの撤回等）

- (1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

※ 書面による場合は、①共済契約の種類、②申込日、③共済契約者等の氏名および住所、④被共済者の氏名、申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、こくみん共済 coopに提出してください。

※ 電磁的記録による場合は、こくみん共済 coopホームページの受付フォームよりお申し出ください。

- (2) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、こくみん共済 coopは、共済契約者等に初回掛金を返還します。

【共済期間、共済契約の更新】

13. 共済期間

- (1) 共済期間は5年とし、最長で共済契約の発効日または更新日から被共済

者が満80歳に達する日の直後に到来する共済契約の発効日または更新日の年応当日の前日を限度とします。

※ 満74歳以上の方が更新される場合は、2年～6年の共済期間（最長満80歳の契約満了日までの共済期間）とすることもできます。

- (2) 生命基本契約に付帯される特約の共済期間は、生命基本契約と同一とします。

14. 共済契約の更新

- (1) こくみん共済 coopは、共済期間が満了する定期生命プラン（2019）について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一の共済金額および共済期間で、共済期間の満了日の翌日（この日を「更新日」とします。）に更新します。

- (2) (1)にかかわらず、更新日において、被共済者が「10. 被共済者の範囲」の範囲外であるときは共済契約の更新はできません。

- (3) 共済制度の目的に照らして、こくみん共済 coopの共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断されるつぎの①から⑤までのいずれかに該当する事由があるときには、こくみん共済 coopは、共済契約の更新を拒むことができます。

① 被共済者が医学的な観点からみて必要性に疑問がある治療を繰り返し受けているとき。

② 被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき。

③ 被共済者が事故によるものであることが判然としない治療を繰り返しているとき。

④ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、こくみん共済 coopに対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

⑤ こくみん共済 coopが共済契約の継続を困難と認める事由があるとき。

- (4) (1)にかかわらず、こくみん共済 coopは、つぎの場合には、それぞれの内容への変更を行い、共済契約を更新します。

① 更新後の共済契約の満了日時点での被共済者の年齢が満78歳をこえるときは、80歳から更新時点の満年齢を差し引いた年数を共済期間とします。

② 規約および細則に改正があったときは、更新日における改正後の規約および細則にもとづく共済契約となります。

- (5) 共済契約者が、更新時において変更の申し出をする場合には、共済契約申込書に つぎの必要事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこくみん共済 coopに提出しなければなりません。

① 共済契約の種類

② 基本契約共済金額

③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約で定める必要事項

④ 共済期間

⑤ 共済掛金額

⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所

⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所

- ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
 - ⑨ 申込日
 - ⑩ その他こくみん共済 coopが必要と認めた事項
- (6) (5)の場合にあっては、共済契約者または被共済者は、質問事項について、こくみん共済 coopの指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (7) 共済契約者は、(5)および(6)のほか、こくみん共済 coopが指定する書類を提出しなければなりません。
- (8) こくみん共済 coopは、(5)の申し出を承諾したときには、その内容で更新し、承諾しないときには、変更の申し出はなかったものとみなします。
- (9) (1)から(8)にもとづき、こくみん共済 coopが承諾した共済契約を、以下「更新契約」といい、更新日時点の満年齢により共済掛金額を計算します。
- (10) 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、こくみん共済 coopに払い込まなければなりません。
- ただし、こくみん共済 coopは、更新契約の初回掛金の払込期日を、更新日の前日の属する月の末日とすることがあります。
- (11) こくみん共済 coopは、更新契約の初回掛金の払込みについて、(10)の初回掛金の払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (12) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により更新契約の初回掛金の払込みが一時困難であると、こくみん共済 coopが認める場合には、こくみん共済 coopは、(11)の払込猶予期間を延長することができます。
- (13) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとしします。
- ① 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - ② (10)および(11)の払込猶予期間内に、更新契約の初回掛金の払込みがなかったとき。
- (14) こくみん共済 coopは、(1)から(12)にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、共済契約証書の交付により共済契約者に通知します。ただし、(2)または(3)により更新ができない場合および(8)にもとづきこくみん共済 coopが共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知します。

第5章 ご契約後について

【共済掛金の払込み】

15. 共済掛金の払込み

- (1) 共済掛金の払込方法は、月払または年払とします。
- ※ 被共済者の年齢が71歳以上の場合、払込方法の変更はできません。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければなりません。
- (3) (2)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間（以下「共済掛金期間」といいます。）に対応する共済掛金とします。
- (4) こくみん共済 coopは、(2)にかかわらず、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。
- (5) 特約の共済掛金の払込方法は、生命基本契約と同一とし、特約の共済掛金は生命基本契約の共済掛金と同時に払い込まなければなりません。
- (6) 共済掛金とその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、そ

の日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、こくみん共済 coop は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

16. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、こくみん共済 coop の事務所またはこくみん共済 coop の指定する場所に払い込まなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこくみん共済 coop の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」といいます。）ができます。口座振替の場合、指定した口座に振替日（28日とします。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日にあたる場合、翌営業日を振替日とします）の前日までに払い込んでいただきます。

【共済掛金の払込みの猶予期間および共済契約の失効】

17. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) こくみん共済 coop は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、こくみん共済 coop が認める場合には、こくみん共済 coop は、(1)の払込猶予期間を延長することができます。

18. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、こくみん共済 coop はその旨を共済契約者に通知し、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- (2) 発効日または更新日が月の1日でない共済契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

19. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) こくみん共済 coop は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと（以下「共済金の差額支払い」といいます。）ができるものとします。
- (2) (1)にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、こくみん共済 coop は、共済金を支払いません。

【共済契約の取消し、無効、解約、解除および消滅】

20. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) こくみん共済 coop は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。
- (2) (1)による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

21. 共済金の不法取得目的による無効

こくみん共済 coop は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

22. 共済契約の無効

- (1) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約または特約は無効とします。
 - ① 被共済者が共済契約の発効日にすでに死亡していたとき。
 - ② 被共済者が共済契約の発効日または更新日において「10. 被共済者の範囲」の範囲外であったとき。
 - ③ 生命基本契約または特約の共済金額が、「4. 生命基本契約」(1)、「Ⅱ 満期共済金」における「1. 満期共済金額」、「Ⅲ 特約」における第1章「2. 災害特約共済金額」の最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。
 - ④ 共済契約の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。
 - ⑤ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。
- (2) こくみん共済 coop は、(1)の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。
- (3) こくみん共済 coop は、(1)により、共済契約または特約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

23. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約または特約を解約することができます。ただし、《新あいあい》の生命基本契約においては満期共済金（累加死亡共済金または累加重度障害共済金を含みます。以下この項目において同じです。）のみ解約することができません。
- (2) 解約する場合には、別表第9「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、署名押印のうえ、共済契約証書を添えて、こくみん共済 coop に提出してください。
- (3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面がこくみん共済 coop に到達した日のいずれか遅い日（以下この日を「解約日」といいます。）の翌日の午前零時から生じます。

24. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続

- (1) 差押債権者、破産管財人等の共済契約者以外で共済契約の解約をすることができる人（以下「債権者等」といいます。）が共済契約を解約する場合には、こくみん共済 coop が定める方法により書面にて行ってください。
- (2) 「23. 共済契約の解約」にかかわらず、(1)による解約は、解約の通知がこくみん共済 coop に到達した時から1か月を経過した日に効力が生じることとします。
- (3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの①および②を満たす共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知がこくみん共済 coop に到達した日に解約の効力が生じたとすればこくみん共済 coop が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、こくみん共済 coop にその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じないこととします。
 - ① 共済契約者もしくは被共済者の親族または被共済者本人であること
 - ② 共済契約者でないこと
- (4) (1)の解約の通知がこくみん共済 coop に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは(3)により効力が生じなくなるまでに、死亡共済金または重

度障害共済金の支払事由が生じ、こくみん共済 coop が共済金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、(3)の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、共済金受取人に支払います。

25. 重大事由による共済契約の解除

(1) こくみん共済 coop は、つぎの①から⑤のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。

① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

② 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、こくみん共済 coop に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

③ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。

ア 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。

⑤ ①から④までのいずれかに該当するほか、こくみん共済 coop の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

(2) (1)により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、こくみん共済 coop は、(1)の①から⑤の事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金（死亡共済金受取人が(1)の③のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項目において同じです。）を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。

(3) (1)による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

26. 告知義務違反による共済契約の解除

(1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約を変更して更新（「14. 共済契約の更新」(5)から(8)による更新）した当時（以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。）、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、こくみん共済 coop は、将来に向かって共済契約を解除することができます。

- (2) こくみん共済 coop は、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、(1)による共済契約を解除することができません。
- ① 共済契約締結時において、こくみん共済 coop がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
 - ② こくみん共済 coop のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人（こくみん共済 coop のために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
 - ③ 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - ④ 当該被共済者にかかる共済契約の発効日（更新時に契約内容の変更があった場合には更新日）から2年以内に共済事故が生じなかったとき。ただし、発効日または更新日前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないときを除きます。
 - ⑤ こくみん共済 coop が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。
 - ⑥ 共済契約締結時から5年を経過したとき。
- (3) (2)の②および③は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、こくみん共済 coop は、解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除きます。
- (5) (1)による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

27. 被共済者による共済契約の解除請求

- (1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限ります。以下、この項目および「31. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」において同じです。）を解除することを求めることができます。
- ① 共済契約者または共済金受取人に、「25. 重大事由による共済契約の解除」(1)の①または②のいずれかに該当する行為があったとき。
 - ② 共済契約者または共済金受取人が、「25. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当するとき。
 - ③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
 - ④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他こくみん共済 coop が定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1)の解除請求があったときは、こくみん共済 coop に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。

(3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、こくみん共済 coop の定める方法により、こくみん共済 coop に対し共済契約を解除することを求めることができます。

(4) こくみん共済 coop は、(3)の解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。

(5) (4)により共済契約が解除された場合には、こくみん共済 coop は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

28. 共済契約の消滅

被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害となったときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅します。

29. 基本契約ならびに各特約および各特則の無効等における取扱い

(1) 生命基本契約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に災害特約および各特則も無効、失効、解約、解除または消滅します。

(2) 災害特約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に生命基本契約も無効、失効、解約、解除または消滅します。

30. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

こくみん共済 coop は、「20. 詐欺等による共済契約の取消し」により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

31. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し

(1) こくみん共済 coop は、「23. 共済契約の解約」「25. 重大事由による共済契約の解除」「26. 告知義務違反による共済契約の解除」または「27. 被共済者による共済契約の解除請求」により共済契約が解約または解除された場合において、返戻金として解約返戻金または解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

(2) こくみん共済 coop は、「37. 共済金額の減額」により共済契約の共済金額が減額された場合において、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金を共済契約者に払い戻します。

(3) (1)にかかわらず、こくみん共済 coop は、「25. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当し共済契約を解除した場合において、「25. 重大事由による共済契約の解除」(2)により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、返戻金として支払われない共済金に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

32. 消滅の場合の返戻金の払戻し

(1) こくみん共済 coop は、「28. 共済契約の消滅」により共済契約が消滅し、かつ、「4. 生命基本契約」(2)①の表1中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）(1)の①から③のいずれかに該当したことによって死亡共済金が支払われないときは、こくみん共済 coop は、返戻金として責任準備金相当額を共済契約者に払い戻し、「4. 生命基本契約」(2)①の表1中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）(1)の④に該当したことによって死亡共済金を支払わないときは、こくみん共済 coop は、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

また、共済契約が消滅し、かつ、「4. 生命基本契約」(2)①の表1中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）の二つ以上に該当することによっ

て、死亡共済金が支払われないときは、こくみん共済 coop は、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

- (2) (1)にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、「4. 生命基本契約」(2)①の表1中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の共済金等を支払う場合により死亡共済金または重度障害共済金が支払われたときには、こくみん共済 coop は、未経過共済掛金を共済契約者に払い戻しません。

33. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算

- (1) こくみん共済 coop は、「18. 共済契約の失効」、「23. 共済契約の解約」「25. 重大事由による共済契約の解除」「26. 告知義務違反による共済契約の解除」「27. 被共済者による共済契約の解除請求」「28. 共済契約の消滅」「31. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」または「32. 消滅の場合の返戻金の払戻し」により共済契約が失効し、解約され、解除され、消滅し、かつ、返戻金として解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額を共済契約者に払い戻す場合において、当該共済契約について未払込共済掛金があるときは、その金額を解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額から差し引きます。
- (2) 共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または死亡共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。
- (3) (1)および(2)の場合において、こくみん共済 coop が解約返戻金、解約返戻金相当額、責任準備金相当額または共済金とともに契約者割りもどし金を支払うときは、これらの合計額から未払込共済掛金を差し引きます。

【共済契約の変更】

34. 共済契約による権利義務の承継

- (1) 共済契約者は、被共済者の同意およびこくみん共済 coop の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において被共済者との関係が「10. 被共済者の範囲」(1)に該当する人でなければなりません。
- (2) 共済契約者が死亡した場合には、被共済者がこくみん共済 coop の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (3) (2)において、被共済者が承継することが困難な場合（被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。）には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意およびこくみん共済 coop の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (4) 共済契約者が死亡した場合において、(2)および(3)による承継がなされなかったときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意およびこくみん共済 coop の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (5) (3)の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理します。
- (6) (5)の場合において、代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、こくみん共済 coop が相続人の1人に対して行ったことは、他の相続人に対しても効力を生じます。
- (7) (3)の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帯し

てその共済契約の義務を負うものとします。

- (8) (1)から(4)により共済契約者になる人は、こくみん共済 coop の会員である組合の組合員とならなければなりません。

35. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこくみん共済 coop の定める書式により、その旨をこくみん共済 coop に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 死亡共済金受取人を指定している場合の死亡共済金受取人の氏名
- (4) 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

※ 契約者が海外に長期滞在される場合も、こくみん共済 coop に通知してください。

36. 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が「10. 被共済者の範囲」

- (1)の②から④までに該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこくみん共済 coop に通知してください。

37. 共済金額の減額

- (1) 共済契約者は、生命基本契約の共済金額または特約の共済金額を減額することができます。ただし、生命基本契約の場合は、死亡・重度障害共済金額のみの減額および満期共済金額のみの減額（累加死亡・累加重度障害共済金額の満期共済金額と同額の減額を含みます。以下、項目において同じです。）もできるものとします。

- (2) こくみん共済 coop は、つぎのいずれかに該当する場合は、それぞれの内容で生命基本契約の共済金額の減額または特約の共済金額の減額を行うものとします。

① 死亡・重度障害共済金額が減額された場合で、かつ「Ⅱ 満期共済金」における「1. 満期共済金額」に定める基準を満たさなくなるときは、その基準をみたすよう満期共済金額も減額されます。

② 死亡・重度障害共済金額が減額される場合で、かつ「Ⅲ 特約」における第1章「2. 災害特約共済金額」に定める基準を満たさなくなるときは、当該基準をみたすよう災害特約共済金額も減額されます。

- (3) (1)および(2)による減額は、書面により行うものとし、その書面には減額の日を記載してください。

- (4) (2)により共済金額を減額する場合の減額の単位は、生命基本契約および特約ごとにつぎのとおりです。

- ① 生命基本契約共済金額 100万円
- ② 災害特約共済金額 100万円
- ③ 満期共済金額 10万円

- (5) (1)から(4)による共済金額の減額の効力は、(3)の減額の日または(3)の書面がこくみん共済 coop に到達した日のいずれか遅い日（以下この項目において「減額日」といいます。）の翌日の午前零時から生じます。

- (6) (1)から(5)により共済金額を減額する場合には、こくみん共済 coop は、その減額した分の共済金額に対応する生命基本契約または特約について、「23. 共済契約の解約」による生命基本契約または特約の解約が行われたものとみなします。

- (7) (1)から(6)により共済金額を減額した場合において、減額後の共済契約について、払い込むべき共済掛金があるときは、解約の効力の生じた日より共済掛金を改め、減額日の直後に到来する払込方法別応当日から適用しま

す。

- (8) (1)および(2)にかかわらず、減額後の共済金額が、つぎの金額未満になるときは、減額することができません。

- ① 生命基本契約共済金額 100万円
- ② 災害特約共済金額 100万円
- ③ 満期共済金額 10万円

38. 共済掛金の払込方法の変更

- (1) 共済契約者は、共済掛金の払込方法のうち、月払および年払について、その払込方法を変更することができます。

ただし、被共済者の年齢が71歳以上の場合、払込方法の変更はできません。

- (2) この変更を行う場合、共済契約者は、こくみん共済 coopの所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、共済契約証書を添えて提出してください。

- (3) この変更の申込みがあった場合、こくみん共済 coopは、申込みのあった直後の発効日または更新日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更して扱います。

【規約・細則の変更】

39. 規約および細則の変更

- (1) こくみん共済 coopは、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、契約内容とする規約および細則を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができます。ただし、当該契約内容の変更は、予定危険率等の共済掛金額の算出基礎の変更を伴わないものに限りします。

- (2) (1)の場合には、こくみん共済 coopは、規約および細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知します。

40. 身体障害等級別支払割合表の変更

- (1) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」といいます。）中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において効力がある同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

- (2) (1)にかかわらず、こくみん共済 coopが、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができます。ただし、この場合には、こくみん共済 coopは、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

【その他ご契約に関する事項について】

41. 契約年齢の計算

被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日または更新日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

42. 期間の計算

- (1) この「ご契約のしおり」において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。

- (2) この「ご契約のしおり」において月または年をもって期間をいう場合の

期間の満了日は、この「ご契約のしおり」において、特に定めのあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。

- (3) 応当日において、該当する月に該当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

43. 生年月日および性別の誤りの取扱い

(1) 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、被共済者が「10. 被共済者の範囲」の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、こくみん共済 coop は、共済契約者から提出されたこくみん共済 coop 所定の書類に記入された正しい生年月日にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

(2) 共済契約申込書に記載された被共済者の性別に誤りがあった場合は、こくみん共済 coop は、共済契約者から提出されたこくみん共済 coop 所定の書類に記入された正しい性別にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

44. 時効

共済金、解約返戻金および契約者割りもどし金を請求をする権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

45. 事業の休止または廃止

こくみん共済 coop は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

46. 戦争その他の非常な出来事の場合

こくみん共済 coop は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

47. 生死不明の場合

(1) こくみん共済 coop は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎのいずれかに該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、こくみん共済 coop が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱います。

① 被共済者が失踪宣告をうけたとき

② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、こくみん共済 coop は、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を支払うことができます。

ア 航空機の危難の場合 30日

イ 船舶の危難の場合 3か月

ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

(2) (1)により、こくみん共済 coop が死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金をこくみん共済 coop に返還しなければなりません。

(3) (1)により、共済金受取人が死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を受け取る場合は、当該共済金受取人は、(2)の事項を記載した書類を、こくみん共済 coop に提出してください。

48. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、こくみん共済 coop の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

【税金について】

この取り扱いは、本冊子作成時現在の税法にもとづくものです（作成年月は裏表紙を参照ください）。今後、税法の改正により取り扱いが変更されることがあります。個別の取り扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

49. 共済掛金の保険料控除について

共済掛金払込証明書は、1月から12月までの間に共済掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者*その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。

※ 内縁関係にある人等は対象となりません（以下、【税金について】の項目において同様）。

50. 共済金等の税法上の取扱い

共済金は課税される場合があります。

- (1) 多額の満期金を付帯した場合で、満期時に受取る満期金と割りもどし金の合計額が払込掛金よりも50万円以上多くなるときは、その超過分の2分の1の金額に所得税が課税されます。

払込掛金とは、5年間*の掛金の総額です。

※ 共済期間が5年を超える場合は、5年を超える期間の掛金の総額となります。

所得税（一時所得）の課税対象額＝（満期金＋割りもどし金－払込共済掛金－50万円）÷2

満期金と割りもどし金以外にも一時所得がある場合には、それらの金額を合算して課税対象とされます。

- (2) 死亡共済金には、契約の形態によって相続税、所得税などの税金がかかります。

(例) (S：共済金 P：当該共済期間の払込掛金)

契約者	被共済者	受取人	課税種目	課税対象金額
妻	妻	夫	相続税（保険金非課税の特典有り）	$S - (500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の人数})$
妻	妻	法定相続人以外	相続税（保険金非課税の特典無し）	S（死亡共済金）
夫	妻	夫	所得税（一時所得） ／住民税	$(S - P - 50 \text{ 万円}) \div 2^{(*)1}$
夫	妻	子 ^{(*)2}	贈与税	S－110万円

※1 他のCO・OP共済にも加入されている場合、契約が複数件ある（例：夫を共済契約者として、被共済者を妻および子供の2つ契約している）場合も1人に対して1年間に最高50万円の控除です。

※2 子を受取人に指定した場合

【割りもどし金について】

51. 契約者割りもどし金

- (1) こくみん共済 coopは、つぎのいずれかに該当する共済契約に対して、契約者割りもどし金を共済契約者に割当てます。なお、共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。
 - ① 当該事業年度末に有効な共済契約
 - ② 当該事業年度中に満期をむかえた共済契約
- (2) こくみん共済 coopは、(1)により割り当てられた契約者割りもどし金を、別に定める方法により利息を付けて据え置きます。
- (3) こくみん共済 coopは、共済契約者から据え置かれた契約者割りもどし金の支払いの請求があったとき、または「18. 共済契約の失効」「23. 共済契約の解約」「25. 重大事由による共済契約の解除」「26. 告知義務違反による共済契約の解除」「27. 被共済者による共済契約の解除請求」および「28. 共済契約の消滅」により共済契約が失効、解約、解除、消滅または満了したときは、こくみん共済 coopの定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。
- (4) (2)により据え置かれた契約者割りもどし金を共済期間中において請求する場合は、こくみん共済 coop所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、こくみん共済 coopに提出してください。

Ⅱ 満期共済金

第1章 満期共済金

1. 満期共済金額

満期共済金額の限度は、生命基本契約共済金額または500万円のいずれか小さい額と同額とします。

2. 満期共済金のお支払い

- (1) 満期共済金を付帯した場合には、「Ⅰ 本則」における「4. 生命基本契約」(2)①に加えてつぎの共済金をお支払いします。

表 2

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合（免責事由）
満期共済金	被共済者が共済期間満了まで生存しているとき	満期共済金額	—
累加死亡共済金および 累加重度障害共済金	被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき ① 死亡したとき ② 生命基本契約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障害となったとき	満期共済金を支払うために、発効日（または更新日）から死亡日（または重度障害となった日）までに積み立てられた積立金の額	「Ⅰ 本則」における「4. 生命基本契約」(2)①の表1中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）と同様です。

- (2) 「Ⅰ 本則」における「4. 生命基本契約」(2)①の表1中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）(1)の①から④までに該当した場合については、この累加死亡共済金についても、「Ⅰ 本則」における「32. 消滅の場合の返戻金の払戻し」と同様の取扱いとなります。

Ⅲ 特約

第1章 災害特約

1. 災害特約の締結の要件

災害特約は、その申込みが、生命基本契約に付帯してなされた場合に限り締結します。

2. 災害特約共済金額

- (1) 災害特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき2,000万円または生命基本契約の死亡・重度障害共済金額のうち、いずれか小さい金額とします。
- (2) (1)にかかわらず、被共済者が災害特約申込みの当時または更新時の変更申込みの当時に別表第8「共済金額を制限する職業」に定める職業に従事している場合の最高限度は、同表に定める金額とします。
- (3) 災害特約共済金額は(1)および(2)に定める最高限度内で、つぎの要件を満たさなければなりません。

個人長期生命共済事業規約にもとづく共済契約と、こくみん共済 coop の実施する終身生命共済事業規約にもとづく共済契約を重複して締結する場合には、個人長期生命共済事業規約にもとづく災害特約共済金額と終身生命共済事業規約にもとづく災害特約共済金額を合計した額が、2,000万円以下となること。

3. 災害特約の共済金のお支払い

- (1) 災害特約の共済金等を支払う場合および支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合は、つぎの表3のとおりです。

表 3

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
災害死亡共済金および障害共済金（災害特約）	つぎのいずれかに該当したとき (1) 災害死亡共済金 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき。	(1) 災害死亡共済金 災害特約共済金額 (2) 障害共済金 災害特約共済金額に、障害の程度に応じ、別表第1「身体障害等級別支払割合表」の支払割合を乗じた金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ② 被共済者の故意または重大な過失 ③ 被共済者の犯罪行為 ④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥ 被共済者の精神障害または泥酔 ⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき ⑧ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの ⑨ 障害共済金（重度障害の状態となり支払われる場合に限ります。）を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき。 ⑩ 災害死亡共済金の支払後に障害共済金（重度障害の状態となり支払われる場合に限ります。）の支払請求が行われたとき。
	(2) 障害共済金 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に別表第1「身体障害等級別支払割合表」の身体障害の状態になったとき。		

(2) 不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害特約共済金額は、不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額、被共済者が死亡した日における災害特約共済金額または被共済者が身体障害の状態になった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額とします。

(3) 障害共済金

- ① すでに身体障害のあった被共済者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関するこくみん共済 coop の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級

に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合によります。

- ② 共済期間中に身体障害の状態となっていない症状であっても、こくみん共済 coop が認める場合には、共済期間中に身体障害の状態となったものとみなします。

(4) 災害特約共済金の支払いの限度

同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および障害共済金の支払額は、通算して災害特約共済金額を限度とします。

(5) 他の障害その他の影響がある場合

こくみん共済 coop は、被共済者が不慮の事故等により傷害をこうむり、災害特約の共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、別に定める方法により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

- ① すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

- ② 当該事故ののちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

- ③ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

(6) 事故発生の際の通知義務

被共済者について、不慮の事故等による共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこくみん共済 coop に通知してください。この通知を正当な理由なく遅延した場合または行わなかった場合には、こくみん共済 coop は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

(7) 地震その他の天災の場合

こくみん共済 coop は、戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、災害特約の所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て災害特約の共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

IV 特則

第1章 リビングニーズ特則

1. リビングニーズ特則の適用

この特則は、共済期間中に被共済者の余命が6か月以内と判断される場合に、定期生命プラン（2019）の死亡共済金（生命基本契約）について、将来における支払いに代えて、生前にリビングニーズ共済金として支払うためのものです。

2. リビングニーズ特則の締結および発効

- (1) この特則は、共済契約者から申し出があったときに限り、被共済者の同意およびこくみん共済 coop の承諾を得て、付帯することができます。

- (2) この特則は、その申し出が共済契約の申込みと同時のときは発効日から、申し出が共済期間中のときはその申し出の翌日から成立するものとします。

- (3) (1)にかかわらず、こくみん共済 coop は、つぎのいずれかに該当する場合

合には、この特則を付帯することができません。

- ① 申し出の日から共済期間満了の日までの期間が1年以下のとき（更新することができる場合は除きます。）
- ② 申し出の日において、付帯しようとする共済契約にもとづく共済契約者、被共済者または共済金受取人の権利が第三者の権利の目的となっており、かつ、当該第三者の同意がないとき

3. リビングニーズ共済金

- (1) こくみん共済 coopは、共済期間中に被共済者の余命が6か月以内と判断され、かつ、つぎのすべてをみたす場合に、生命基本契約共済金額の死亡・重度障害共済金額（累加死亡・累加重度障害共済金額を含みます。以下この特則において同じです。）のうち、共済契約者、指定代理請求人または代理請求人が請求時に指定した金額（以下「指定共済金額」といいます。）にもとづきリビングニーズ共済金を支払います。

- ① リビングニーズ共済金の請求に必要な書類すべてが、こくみん共済 coopに到着していること。
- ② リビングニーズ共済金の請求日から共済期間の満了の日まで1年をこえる期間があること（更新することができる場合は、請求日から更新後の共済期間満了の日まで1年をこえる期間があること）。
- ③ こくみん共済 coopの共済契約で他にリビングニーズ共済金を請求する共済がある場合には、つぎのアからケまでの指定共済金額を通算した額が被共済者1人につき2,000万円以下であること。

ア 終身共済マインド（終身生命共済事業規約：2004年9月30日以前発効）

イ 終身生命プラン（終身生命共済事業規約：2004年10月1日以降2019年7月31日以前発効）

ウ 終身生命プラン（2019）（終身生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

エ 定期生命プラン総合タイプ（個人長期生命共済事業規約：2006年5月1日以降2019年7月31日以前発効）

オ 定期生命300（個人長期生命共済事業規約）

カ せいめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年6月1日以降2006年4月30日以前発効）

キ せいめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年5月31日以前発効）

ク 定期生命プラン（2019）（個人長期生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

ケ 定期医療プラン（2019）（個人長期生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

- ④ 生命基本契約共済金額の一部を指定共済金額に指定する場合には、指定共済金額が100万円の整数倍であり、かつ、リビングニーズ共済金を支払った後の生命基本契約共済金額が200万円以上であること。
- (2) (1)に該当する場合にはこくみん共済 coopは、指定共済金額から、こくみん共済 coopが定めるところにより、請求日の翌日から6か月間の指定共済金額に対する利息および共済掛金に相当する金額を差し引いた額をリビングニーズ共済金として支払います。
 - (3) (1)において、共済契約者、指定代理請求人または代理請求人が生命基本契約共済金額の全額を指定共済金額として指定した場合は、同時に累加死亡・累加重度障害共済金額も指定されたものとみなして、(2)を適用します。この場合、指定共済金額は、生命基本契約共済金額に、請求日から6か月

後に死亡したときに支払われるべき累加死亡共済金の額を加えた額とし、請求日の翌日から6か月間の指定共済金額に対する共済掛金は、累加死亡共済掛金および満期共済掛金を含む生命基本契約共済掛金とします。

- (4) こくみん共済 coop は、被共済者が、直接であると間接であるとを問わず、生命基本契約の発効日または更新日においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、被共済者の余命が6か月以内と判断される状態となり、生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に共済契約者、指定代理請求人または代理請求人がリビングニーズ共済金を請求したときは、リビングニーズ共済金を支払いません。
- (5) 更新契約における(4)の期間の計算は、満了した共済契約の死亡・重度障害共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日から起算します。
- (6) リビングニーズ共済金の支払は、被共済者1人につき、被共済者の一生涯にわたり1回限りとします。
- (7) こくみん共済 coop は、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、リビングニーズ共済金を支払いません。
 - ① リビングニーズ共済金を支払う前に被共済者が死亡しているとき。
 - ② リビングニーズ共済金の支払請求前に、すでに重度障害共済金を支払っていたとき。
 - ③ リビングニーズ共済金を支払う前に、重度障害共済金の支払請求を受けたとき。
- (8) 生命基本契約共済金額（累加死亡共済金を含みます。）の全額が指定共済金額として指定され、リビングニーズ共済金が支払われた場合には、共済契約は請求日にさかのぼって消滅したものとみなします。
- (9) 生命基本契約共済金額の一部が指定共済金額として指定され、リビングニーズ共済金が支払われた場合には、指定共済金額に相当する生命基本契約は請求日にさかのぼって消滅します。
- (10) (9)において、生命基本契約の一部が消滅した場合には、消滅後の共済契約について払い込むべき共済掛金があるときは、消滅した日を含む共済掛金期間の翌期以後の共済掛金を改めることになります。
- (11) (9)において、生命基本契約の一部が消滅し、生命基本契約共済金額が減額された場合は、「Ⅰ 本則」における「4. 生命基本契約」(1)、「Ⅱ 満期共済金」における第1章「1. 満期共済金額」、「Ⅲ 特約」における第1章「2. 災害特約共済金額」にかかわらず、共済期間の満了までの間は、満期共済金額および災害特約共済金額は、生命基本契約共済金額をこえることができます。

4. リビングニーズ共済金を支払わない場合

こくみん共済 coop は、つぎの(1)から(4)のいずれかにより被共済者の余命が6か月以内と判断される状態となったときは、リビングニーズ共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意
- (2) 被共済者の犯罪行為
- (3) 共済契約者の故意
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の故意

5. リビングニーズ共済金の請求

共済契約者、指定代理請求人または代理請求人は、リビングニーズ共済金の支払請求をするときは、別表第9「各共済金等請求の提出書類」の請求書類を提出してください。当該請求書類すべてがこくみん共済 coop に到達した日を請求日とします。

第2章 掛金口座振替特則

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

(1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、こくみん共済 coop の承諾を得て、付帯することができます。

(2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。

① 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、こくみん共済 coop と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）に設置されていること。

② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこくみん共済 coop の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替扱による共済掛金の払込み

(1) 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、「Ⅰ 本則」における「11. 共済契約の申込みと成立」(5)にかかわらず、こくみん共済 coop が初回掛金をはじめて指定口座からこくみん共済 coop の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこくみん共済 coop の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。

(2) 第2回以後の共済掛金は、「Ⅰ 本則」における「15. 共済掛金の払込み」(2)および(4)にかかわらず、払込期日の属する月中のこくみん共済 coop の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から共済掛金相当額をこくみん共済 coop の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。

(3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。

(4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約（こくみん共済 coop の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を振り替える場合には、こくみん共済 coop は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、こくみん共済 coop に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。

(5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

(1) 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとします。

(2) (1)の共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこくみん共済 coop またはこくみん共済 coop の指定した場所に払い込まなければなりません。

せん。

5. 指定口座の変更等

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこくみん共済 coop および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- (2) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、こくみん共済 coop は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2)の条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

こくみん共済 coop または取扱金融機関等の事情により、こくみん共済 coop は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、こくみん共済 coop は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

定期医療プラン（2019）

I 本則

第1章 《新あいあい》医療特約〈定期医療プラン（2019）〉の概要

1. 用語の説明

用 語	説 明
医科診療報酬点数表	健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）第76条（療養の給付に関する費用）第2項および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第71条（療養の給付に関する基準）第1項（以下、この号において「法令」といいます。）にもとづき厚生労働大臣が定める医科診療報酬点数表をいい、「歯科診療報酬点数表」とは、法令にもとづき厚生労働大臣が定める歯科診療報酬点数表をいいます。
がん	別表第5「悪性新生物の定義」および別表第6「上皮内新生物の定義」に定めるものをいいます。
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、こくみん共済 coop に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。また、共済金受取人のうち、被共済者の死亡を原因として支払われる共済金の受取人を「死亡共済金受取人」といいます。
共済金額を制限する職業	別表第8「共済金額を制限する職業」に規定するものをいいます。
共済契約者	こくみん共済 coop と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の種類	こくみん共済 coop が定める基本契約および特約により分類されるプランをいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済事故（支払事由）	共済金等が支払われる事由をいいます。

用 語	説 明
契約者割りもどし金	個人長期生命共済事業規約にもとづき、毎事業年度（6月1日から翌年5月末日まで）の決算により、剰余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
更改	共済契約者が共済期間の途中で共済契約を解約すると同時に、被共済者を同じくする共済契約を新たに申込み、解約日の翌日を発効日とする共済契約を締結することをいいます。
公的医療保険制度	別表第3「公的医療保険制度の定義」に規定するものをいいます。
指定代理請求人	共済契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです。）を請求できない特別な事情がある場合に、共済契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。
重度障害	別表第1「身体障害等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態その他こくみん共済coopが認めるものをいいます。なお、「重度障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。（以下「施行規則」といいます。））第14条（障害等級等）に準じて行います。
女性疾病	別表第5「悪性新生物の定義」で定める悪性新生物、別表第6「上皮内新生物の定義」で定める上皮内新生物ならびに別表第7「女性疾病の定義」で定める女性疾病をいいます。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
先進医療	別表第4「先進医療の範囲」に規定するものをいいます。
代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。
通院	医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所へ通うことにより治療を受けることをいいます（往診による医師または歯科医師の治療を含みます。）。

用 語	説 明
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいいます。
特則	「Ⅰ 本則」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
入院	医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、または1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいいます。
病院・診療所	「病院」とは、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5（定義）第1項に定める病院をいい、「診療所」とは、同法同条第2項に定める診療所をいいます。
不慮の事故等	別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故およびこくみん共済 coop所定の感染症をいいます。

※ 1日以上となる入院には、日帰り入院（病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます）も含みます。

※「入院基本料」ではなく、「短期滞在手術等基本料1」のお支払いがある場合は、共済金のお支払いの対象となる「入院」に該当しません。

2. 共済契約のタイプ

《新あいあい》医療特約（以下「定期医療プラン（2019）」といいます。）は、被共済者が疾病あるいは不慮の事故による傷害の治療を目的として入院や手術をした場合を中心に、所定の共済金等をお支払いすることを主要内容とした共済期間を5年とした共済制度です。継続することにより、最高満80歳まで保障が継続できます。この共済制度には、つぎの基本保障および特約があります。

(1) 基本保障（生命基本契約・疾病医療特約・災害医療特約Ⅱ）

病気やけがによる入院・手術から通院まで、幅広くカバーする総合保障です。

(2) 先進医療特約

先進医療の治療費に備える保障の特約です。

(3) 女性疾病医療特約

子宮筋腫や卵巣のう腫など女性特有の病気やがんの保障を厚くする特約です。

3. しくみと特長

医療特約（「定期医療プラン2019」）

病気やケガによる入院・手術から通院や先進医療まで幅広くカバーします。日帰り入院から保障します。また、1回の入院で最高180日（通算1,000日）まで保障します。

保障内容 \ 型	医療 3,000円型	医療 4,000円型	医療 5,000円型	医療 7,000円型
入院 (疾病・災害)	日額 3,000円	日額 4,000円	日額 5,000円	日額 7,000円
通院 (疾病・災害)	日額 900円	日額 1,200円	日額 1,500円	日額 2,100円
手術 (疾病・災害)	外 来：3万円 入院中：6万円	外 来：4万円 入院中：8万円	外 来：5万円 入院中：10万円	外 来：7万円 入院中：14万円
放射線治療	3万円	4万円	5万円	7万円
死亡・重度障害	10万円	10万円	10万円	10万円
先進医療 (疾病・災害)	通算1,000万円（1回あたりの限度なし）			

※ 医療4,000円型は新規募集を停止しています（現行医療4,000円型の契約についてのみ引き続き医療4,000円型で更新、更改が可能です。）。

※ 医療特約に付帯されている先進医療特約はこくみん共済 coop 個人長期生命共済および終身生命共済と通算して1被共済者1特約となるため、既に付帯されている場合は《新あいあい》では未付帯となります。

女性疾病医療特約（「定期医療プラン2019」）

（医療特約付帯の女性の方のみ付帯でき、医療特約と同型のみ付帯が可能です。）

女性疾病やがんによる入院等の保障をしますので、幅広い保障設計ができます。

保障内容 \ 型	医療 3,000円型	医療 4,000円型	医療 5,000円型	医療 7,000円型
女性疾病入院	日額 1,500円	日額 2,000円	日額 2,500円	日額 3,500円
がん入院	日額 3,000円	日額 4,000円	日額 5,000円	日額 7,000円
がん手術	6万円	8万円	10万円	14万円
放射線治療	がん：3万円	がん：4万円	がん：5万円	がん：7万円
がん診断				
悪性新生物	30万円	40万円	50万円	70万円
上皮内新生物	30万円	40万円	50万円	70万円
女性疾病・がん退院	1.5万円	2万円	2.5万円	3.5万円
在宅療養	日額 1,500円	日額 2,000円	日額 2,500円	日額 3,500円

第2章 保障内容（共済金のお支払い）

4. 基本保障（生命基本契約）の基本契約共済金額

生命基本契約にかかる共済金額（以下「生命基本契約共済金額」といいます。）は10万円とします。

5. 基本保障（疾病医療特約）の病気入院共済金日額

(1) 疾病医療特約にかかる共済金額（以下「病気入院共済金日額」といいます。）は、被共済者1名につき7,000円を限度とします。

※ こくみん共済 coopのその他の共済にもご加入の場合には、通算してこの金額を超える加入限度があります。

(2) 定期医療プラン（2019）に加入することにより、つぎの①から③のいずれかの限度をこえる場合には、定期医療プラン（2019）に加入することはできません。

また、更新時に病気入院共済金日額を変更する場合において、つぎの①から③の限度のいずれか、および満了した契約の病気入院共済金日額をこえるときには、病気入院共済金日額を変更して更新することはできません。

① つぎのすべての病気入院共済金日額を合計して10,000円を限度とします。

ア 総合医療共済（個人長期生命共済）

（総合医療共済とは、2006年4月30日以前に発効または更新された契約をいいます。以下同じです。）

イ 定期医療プラン（個人長期生命共済）

（定期医療プランとは、2006年5月1日以後2019年7月31日以前に発効または更新された契約をいいます。以下同じです。）

ウ 定期介護プラン（個人長期生命共済）

（定期介護プランとは、2006年5月1日以後2019年7月31日以前に発効または更新された契約をいいます。以下同じです。）

エ セット専用プラン（個人長期生命共済）

オ 定期医療総合5000（個人長期生命共済）

カ 定期医療プラン（2019）（個人長期生命共済）

② つぎのすべての病気入院共済金日額を合計して15,000円を限度とします。ただし、発効日における被共済者の年齢が満61歳以上満71歳未満であるときは、つぎのすべてを合計して10,000円を限度とします。

ア 総合医療共済（個人長期生命共済）

イ 定期医療プラン（個人長期生命共済）

ウ 定期介護プラン（個人長期生命共済）

エ セット専用プラン（個人長期生命共済）

オ 定期医療総合5000（個人長期生命共済）

カ 引受緩和型更新プラン（個人長期生命共済）

キ 定期医療プラン（2019）（個人長期生命共済）

ク 終身医療プラン（終身生命共済）

ケ 終身医療総合5000（終身生命共済）

コ 終身医療5000（終身生命共済）

サ 終身医療3000（終身生命共済）

シ 終身医療追加2000（終身生命共済）

ス 終身医療プラン（2019）ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ（終身生命共済）

セ 引受基準緩和型プラン（2019）（終身生命共済）

③ 共済契約の申込みの当時、被共済者が別表第8「共済金額を制限する職業」に定める職業に従事している場合および重度障害の状態である場合

は、つぎのすべての病気入院共済金日額を合計して5,000円を限度とします。

ア	総合医療共済	(個人長期生命共済)
イ	定期医療プラン	(個人長期生命共済)
ウ	定期介護プラン	(個人長期生命共済)
エ	セット専用プラン	(個人長期生命共済)
オ	定期医療総合5000	(個人長期生命共済)
カ	引受緩和型更新プラン	(個人長期生命共済)
キ	定期医療プラン (2019)	(個人長期生命共済)
ク	終身医療プラン	(終身生命共済)
ケ	終身医療総合5000	(終身生命共済)
コ	終身医療5000	(終身生命共済)
サ	終身医療3000	(終身生命共済)
シ	終身医療追加2000	(終身生命共済)
ス	終身医療プラン (2019) ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ	(終身生命共済)
セ	引受基準緩和型プラン (2019)	(終身生命共済)

6. 基本保障（災害医療特約Ⅱ）の災害入院共済金日額

災害入院にかかる共済金額（以下「災害入院共済金日額」といいます。）は、病気入院共済金日額と同額とします。

7. 基本保障の共済金のお支払い

- (1) 基本保障（生命基本契約・疾病医療特約・災害医療特約Ⅱ）の共済金等を支払う場合および支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合は、つぎの表1のとおりです。

表1

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）	被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき ① 死亡共済金 死亡したとき ② 重度障害共済金 生命基本契約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障害となったとき	生命基本契約共済金額 10万円	つぎのいずれかに該当したとき ① 死亡共済金 ア 被共済者が生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺したとき イ 被共済者の犯罪行為により死亡したとき ウ 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 エ 共済契約者が故意に被共済者を死亡させたとき。（共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。） ② 重度障害共済金 ア 被共済者が生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
			イ 被共済者の故意（自殺行為を除きます。）により重度障害となったとき ウ 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき エ 共済契約者が故意に被共済者を重度障害とさせたとき（共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。） オ 重度障害共済金を支払う前に死亡共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません。）の支払請求を受けたとき カ こくみん共済 coopが死亡共済金を支払った後に重度障害共済金（当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません。）の支払請求を受けたとき
病氣入院共済金（疾病医療特約）	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき ① 疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ② 1日以上となる入院	病氣入院共済金日額 ×入院日数	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失 ② 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病 ③ 不慮の事故を直接の原因とする場合で、災害入院共済金および災害手術共済金の免責事由の①から⑦に該当するとき。
入院前病氣通院共済金および退院後病氣通院共済金（疾病医療特約）	被共済者が共済期間中に通院し、つぎの条件をすべてみたすとき ① 被共済者が入院し、病氣入院共済金が支払われること ② ①の入院と同一原因による通院であること	病氣入院共済金日額 ×0.3 ×通院日数	④ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	③ つぎに掲げる期間中の通院であること ア 入院前病氣通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間（「入院前通院期間」といいます。） イ 退院後病氣通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間（「退院後通院期間」といいます。）		
病氣手術共済金（疾病医療特約）	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす手術を受けたとき ① 疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所において受けた手術 ③ つぎのいずれかの種類に該当する手術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術（歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象	① 1日以上となる入院期間中に手術を受けたとき 病氣入院共済金日額×20 ② ①以外のとき 病氣入院共済金日額×10	P.44 参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	となる手術を含みます)。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、つぎの(a)から(f)に掲げる手術を除きます。 (a) 創傷処理 (b) 皮膚切開術 (c) デブリードマン (d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e) 抜歯手術 (f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術 イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術およびアの(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる		P.44 参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。		
病気放射線治療共済金（疾病医療特約）	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす施術（以下、この項目において「放射線治療」といいます。）を受けたとき ① 疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする施術 ② 病院または診療所において受けた施術 ③ つぎのいずれかの種類に該当する施術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術（歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算	病気入院共済金日額 × 10	P.44 参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術を含みます）。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。 イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術		P.44 参照
災害入院共済金（災害医療特約Ⅱ）	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院 ② 事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③ 1日以上となる入院	災害入院共済金日額 ×入院日数	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失 ② 被共済者の故意または重大な過失 ③ 被共済者の犯罪行為 ④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥ 被共済者の精神障害または泥酔 ⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき ⑧ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金（災害医療特約Ⅱ）	被共済者が共済期間中に通院し、つぎの条件をすべてみたすとき ① 被共済者が入院し、災害入院共済金が支払われること ② ①の入院と同一原因による通院であること ③ つぎに掲げる期間中の通院であること ア 入院前災害通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間（「入院前災害通院期間」といいます。） イ 退院後災害通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間（「退院後災害通院期間」といいます。）	災害入院共済金日額 ×0.3 ×通院日数	P.48 参照
災害通院共済金（災害医療特約Ⅱ）	被共済者が共済期間中に通院し、つぎの条件をすべてみたすとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする共済期間中の通院であること ② 同一の不慮の事故を原因として、事故日からその日を含めて180日の期間（「災害通院期間」といいます。）に通算して5日以上となる通院であること	災害入院共済金日額 ×0.3 ×通院日数	

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	※ 災害入院共済金が支払われる入院前後の通院は、入院前・退院後災害通院共済金からお支払いし、災害通院共済金はお支払いしません。		
災害手術共済金（災害医療特約Ⅱ）	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす手術を受けたとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ② 病院または診療所において受けた手術 ③ つぎのいずれかの種類に該当する手術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術（歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます）。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表に	① 1日以上となる入院期間中に手術を受けたとき 災害入院共済金日額×20 ② ①以外 のとき 災害入院共済金日額×10	P.48参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	よるものとし、つぎに掲げる手術を除きます。 (a) 創傷処理 (b) 皮膚切開術 (c) デブリードマン (d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e) 抜歯手術 (f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術 イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術およびアの(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。		P.48 参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
災害放射線治療共済金（災害医療特約Ⅱ）	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす施術（以下、この項目において「放射線治療」といいます。）を受けたとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術 ② 病院または診療所において受けた施術 ③ つぎのいずれかの種類に該当する施術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術（歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術を含みます）。ただし、施術を受けた時	災害入院共済金日額 × 10	P.48 参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。 イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術		P.48 参照

(2) 更新契約における発効日または更新日

更新契約の共済金の支払いにおいて、満了した共済契約の共済金額に相当する部分については、はじめてその共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日を起算日とします。

(3) 病気による支払事由とみなす場合

つぎのいずれかを原因とする入院、手術または放射線治療については、疾病の治療を目的とする入院、手術または放射線治療とみなします。

① こくみん共済 coop が異常分娩と認めた分娩による入院、手術または放射線治療

② 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院、手術または放射線治療。ただし、災害入院共済金、災害手術共済金または災害放射線治療共済金が支払われる場合を除きます。

③ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院、手術または放射線治療

(4) 発効日から2年以上経過した後の入院、手術および放射線治療について
発効日前に発病した疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院、手術および放射線治療については、それらが発効日からその日を含めて2年以上経過した後に開始された場合には、発効日以後に発病した疾病の治療を目的とするものとみなして扱います。

(5) 転入院した場合

被共済者が転入院した場合で、その転入院について前入院から継続して入院していたとみなすべき事情のあるときこくみん共済 coop が認めたときは、継続した入院とみなします。

(6) 入院日数について

表1における入院日数は、医師または歯科医師が退院してもさしつかえないと認定したときは、入院した日からその認定の日までとします。

(7) 通院について

表1に該当する通院であっても、つぎの場合には共済金をお支払いできません。

① 入院共済金（疾病医療特約、災害医療特約Ⅱおよび女性疾病医療特約によるものすべてを含みます。）の支払われる入院期間中に通院したとき

② 在宅ホスピスケア共済金（女性疾病医療特約）の支払われる在宅終末期医療期間中に通院したとき

また、原因がいかなる場合でも、同一の通院日に複数回通院した場合

には、入院前通院共済金または退院後通院共済金（入院前災害通院共済金、退院後災害通院共済金および災害通院共済金を含む）のいずれか1回分のみをお支払いします。

(8) 入院中あるいは通院中における契約消滅等の場合の取扱いについて

① 入院中の場合

共済金（病気入院共済金、災害入院共済金）の支払われる入院中に、つぎのいずれかの事由が発生した場合には、それらの事由の発生時に連続している入院は、この共済契約の共済期間中の入院とみなします。

ア 共済期間の満了日の翌日において、被共済者が「13. 被共済者の範囲」で定める範囲外であるとき。

イ 重度障害共済金が支払われ、「31. 共済契約の消滅」の定めにより消滅したとき。

② 通院中の場合

退院後病気通院期間、退院後災害通院期間および災害通院期間中に、つぎのいずれかの事由が発生した場合には、それらの事由の発生時に連続している通院は、この共済契約の共済期間中の通院とみなします。

ア 共済期間の満了日の翌日において、被共済者が「13. 被共済者の範囲」で定める範囲外であるとき。

イ 重度障害共済金が支払われ、「31. 共済契約の消滅」の定めにより消滅したとき。

※ ただし、上記「① 入院中の場合」において共済期間中の入院とみなされる入院の退院後については、退院後病気通院共済金および退院後災害通院共済金は支払いません。

(9) 病気入院共済金について

① 病気入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。また、全共済期間を通じて病気入院共済金を支払う入院日数は、共済契約を更新または更改した場合を含め、通算して1,000日を限度とします。

② 被共済者が当初の入院を開始した場合に異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因により連続して入院したものとみなして取り扱います。

③ 被共済者が災害入院共済金が支払われる入院中に疾病の治療のための入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、病気入院共済金として、つぎの金額を支払います。

$$\left(\text{病気入院共済金日額} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{災害入院共済金が支払われる} \\ \text{期間が終了した日の翌日から} \\ \text{起算した入院日数} \end{array} \right)$$

④ 被共済者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因^(※)により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

⑤ 被共済者の入院中に、病気入院共済金日額の減額があった場合には、病気入院共済金の支払額は各入院日における病気入院共済金日額により計算します。

(10) 入院前病氣通院共済金、退院後病氣通院共済金について

- ① 入院前病氣通院共済金および退院後病氣通院共済金の支払対象となる通院日数の限度はつぎのとおりです。

ア 入院前病氣通院共済金は1回の入院に対して30日分まで

イ 退院後病氣通院共済金は1回の入院に対して60日分まで

ウ 入院前病氣通院共済金と退院後病氣通院共済金をあわせて、契約を更新または更改した場合を含めたすべての共済期間を通じて750日分まで

- ② 被共済者が同一の原因^(※)により2回以上入院した場合で、これらの入院が(9)の④により1回の入院とみなされる場合は、これらの入院の入院開始日および退院日はつぎのとおりとします。

ア 入院開始日は、最初の入院を開始した日とします。

イ 退院日は、病氣入院共済金の支払われる最終の日を含む入院の退院日とします。

この場合、最初の入院後の通院は、すべて退院後の通院とみなして退院後病氣通院共済金の支払日数に含めて計算します。

※ (9)の④および(10)の②の「同一の原因」による入院または通院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、こくみん共済 coopが因果関係のある一連の疾病による入院または通院と認めた場合を含みます。

- ③ こくみん共済 coopは、(8)「入院中あるいは通院中における契約消滅等の場合の取扱いについて」の「① 入院中の場合」により病氣入院共済金の支払われる入院とみなされる入院の退院後は、その入院にかかる退院後病氣通院共済金を支払いません。

(11) 病氣手術共済金について

- ① 被共済者が病氣手術共済金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、表1にかかわらず、それらの手術については、それらの手術のうち支払金額の高いいずれか1つの手術についてのみ病氣手術共済金を支払います。

- ② 被共済者が、病氣手術共済金の支払事由に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。

- ③ ②の「2つ以上の手術を同時に受けた場合」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

ア 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき

イ 1日（同じ日）のうちに複数回の手術が行われたとき

- ④ こくみん共済 coopは、被共済者が病氣手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定される手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

(12) 病氣放射線治療共済金について

- ① 被共済者が、病氣放射線治療共済金の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合、病氣放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、病氣放射線治療共済金を支払いません。

- ② 被共済者が、病氣放射線治療共済金の支払事由に該当する施術のうち、

同時に2つ以上の施術を受けた場合には、これらを1つの施術を受けたものとみなします。

- ③ ②の「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

ア 1回の施術（施術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の施術が行われたとき。

イ 1日（同じ日）のうちに複数回の施術が行われたとき。

(13) 災害入院共済金について

- ① 表1の災害入院共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院についての災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院共済金日額を限度として、各入院日における災害入院共済金日額により計算します。
- ② 災害入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。また、全共済期間を通じて災害入院共済金を支払う入院日数は、共済契約を更新または更改した場合を含め、通算して1,000日を限度とします。
- ③ 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。
- ④ 被共済者が災害入院共済金が支払われる入院の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合（以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。）には、当初の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

$$\left(\text{災害入院共済金日額} \right) \times \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{一連の入院の} \\ \text{入院日数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{当初の入院の} \\ \text{入院日数} \end{array} \right] \right\}$$

- ⑤ 病気入院共済金が支払われる入院中に不慮の事故による入院を開始した場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。この場合において、当初の入院と不慮の事故による入院との重複する期間については、病気入院共済金を支払いません。

$$\left(\text{災害入院共済金日額} \right) \times \left[\begin{array}{c} \text{不慮の事故により入院を} \\ \text{開始した日からその日を} \\ \text{含めた災害入院日数} \end{array} \right]$$

- ⑥ 事故の日からその日を含めて180日を経過したのちに開始した入院であっても、こくみん共済 coopが定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院とみなします。
- ⑦ 災害入院共済金の支払事由に該当する入院のうち、災害入院共済金日額が変更された場合の災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院共済金日額を限度として、各入院日における災害入院共済金日額により計算します。
- ⑧ 被共済者が入院中につぎのいずれかの事由が発生した場合において、

それらの事由の発生時に連続している入院は、この共済契約の共済期間中の入院とみなします。

ア 共済期間の満了日の翌日において、被共済者が「13. 被共済者の範囲」で定める範囲外であるとき。

イ 重度障害共済金が支払われ、「31. 共済契約の消滅」の定めにより消滅したとき。

(14) 入院前災害通院共済金、退院後災害通院共済金および災害通院共済金

① 入院前災害通院共済金、退院後災害通院共済金および災害通院共済金の支払対象となる通院日数の限度はつぎのとおりです。

ア 入院前災害通院共済金は1回の入院に対して30日分まで

イ 退院後災害通院共済金は1回の入院に対して60日分まで

ウ 災害通院共済金は同一の不慮の事故にかかる災害通院期間において90日まで

エ 入院前災害通院共済金、退院後災害通院共済金および災害通院共済金をあわせて、契約を更新または更改した場合を含めたすべての共済期間を通じて750日分まで

② 被共済者が同一の原因により2回以上入院した場合で、これらの入院が⑬の③により1回の入院とみなされる場合は、これらの入院の入院開始日および退院日はつぎのとおりとします。

ア 入院開始日は最初の入院を開始した日とします。

イ 退院日は災害入院共済金の支払われる最終の日を含む入院の退院日とします。

この場合、最初の入院後の通院は、すべて退院後の通院とみなして退院後災害通院共済金の支払日数に含めて計算します。

③ ②にかかわらず、被共済者が同一の原因により2回以上入院した場合において、その再入院が⑬の⑥により事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院とみなされた入院であるときは、それらの入院に伴う通院については、こくみん共済 coop の定める方法により入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金を支払います。

④ 表1および⑭①の入院前災害通院共済金、退院後災害通院共済金または災害通院共済金が支払われる通院のうち、災害入院共済金日額が変更された場合の入院前災害通院共済金の額、退院後災害通院共済金の額および災害通院共済金の額は、通院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院共済金日額を限度として、各通院日における災害入院共済金日額により計算します。

⑤ こくみん共済 coop は、「(8) 入院中あるいは通院中における契約消滅等の場合の取扱いについて」の「① 入院中の場合」により災害入院共済金の支払われる入院とみなされる入院の退院後は、その入院にかかる退院後災害通院共済金を支払いません。

⑥ 通院日数について

つぎのアからエのいずれかに該当する通院は、通院日数に含めません。

ア 被共済者の平常の生活に支障がない場合の通院

イ 被共済者が業務に従事することに支障がない場合の通院

ウ 通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定がある場合の通院

エ 外傷所見（患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいう。）のない被共済者が訴える症状のみによる通院

(15) 災害手術共済金について

① 被共済者が災害手術共済金の支払事由に該当する同一の手術を複数回

受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、表1にかかわらず、それらの手術については、それらの手術のうち支払金額の高いいずれか1つの手術についてのみ災害手術共済金を支払います。

- ② 被共済者が、災害手術共済金の支払事由に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。

- ③ ②の「2つ以上の手術を同時に受けた場合」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

ア 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき

イ 1日（同じ日）の内に複数回の手術が行われたとき

- ④ こくみん共済 coopは、被共済者が災害手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定される手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

- ⑤ 表1にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日を経過したのちに受けた手術であっても、こくみん共済 coopが定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術とみなします。

- ⑥ 表1ならびに(15)①から④の災害手術共済金が支払われる手術のうち、災害入院共済金日額が変更された場合の災害手術共済金の額は、手術の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院共済金日額を限度として、手術日における災害入院共済金日額により計算します。

(16) 災害放射線治療共済金について

- ① 被共済者が、災害放射線治療共済金の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合、災害放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、災害放射線治療共済金を支払いません。

- ② 被共済者が、災害放射線治療共済金の支払事由に該当する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、これらを1つの施術を受けたものとみなします。

- ③ ②の「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

ア 1回の施術（施術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の施術が行われたとき。

イ 1日（同じ日）のうちに複数回の施術が行われたとき。

- ④ 表1にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日を経過したのちに受けた施術であっても、こくみん共済 coopが定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術とみなします。

- ⑤ 表1ならびに(16)①から④の災害放射線治療共済金が支払われる施術のうち、災害入院共済金日額が変更された場合の災害放射線治療共済金の額は、放射線治療の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院共済金日額を限度として、施術日における災害入院共済金日額により計算します。

(17) 他の障害その他の影響がある場合

こくみん共済 coopは、被共済者が不慮の事故により傷害をこうむり、災害医療特約Ⅱの共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決

定して支払います。

- ① すでに存在していた障害もしくは傷病の影響
 - ② 当該事故ののちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響
 - ③ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと
- (18) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災の場合
戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、表1の共済金を支払うことができない場合には、こくみん共済 coop は、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。
- (19) 事故発生の際の通知義務

不慮の事故による共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこくみん共済 coop に通知してください。この通知が正当な理由なく遅滞したときまたは行われなかった場合には、こくみん共済 coop は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができますと認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

第3章 共済金等のご請求

【共済金受取人について】

8. 共済金受取人

- (1) 共済金受取人は共済契約者です。
- (2) (1)にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの①から⑤のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき人の順位は、つぎの①から⑤の順序により、②から⑤までの中にあっては、それぞれの項目中の順序によります。
- ① 共済契約者の配偶者（内縁関係にある方および同性パートナー（以下「内縁関係にある人等」）を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）

※ 同性パートナー

戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。

※ 内縁関係にある人等

「内縁関係にある人等」とは、生活実態をもとにこくみん共済 coop が認めた人をいいます。

- ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤ ③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) (2)の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、

他の死亡共済金受取人を代表します。

- (4) (1)および(2)にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、つぎの①から④のいずれかに該当する場合に限り、こくみん共済 coop 所定の書類により被共済者の同意およびこくみん共済 coop の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができません。

- ① (2)の死亡共済金受取人の順位または順序を変えるとき
 - ② (2)の①から⑤に該当しない共済契約者の親族に指定または変更するとき
 - ③ こくみん共済 coop が認める金融機関等の債権保全のとき
 - ④ その他特にこくみん共済 coop が認めるとき
- (5) (4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
- ① 共済契約を更新したとき
 - ② 共済契約を更改したとき
 - ③ 共済金額を減額したとき
 - ④ 特約を解約したとき
- (6) (4)の書類がこくみん共済 coop に到達し、こくみん共済 coop が承諾した場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該書類を発した時にその効力が生じたものとします。ただし、当該書類がこくみん共済 coop に到達する前に指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、こくみん共済 coop は共済金を支払いません。
- (7) (4)および(5)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されない場合の死亡共済金受取人は、(1)および(2)の順位および順序によります。

9. 指定代理請求人

- (1) 指定代理請求人は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等を請求することができます。
- (2) 共済契約者は、こくみん共済 coop 所定の書類によりこくみん共済 coop の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を 1 人に限り、指定してください。
- ① 共済契約者の配偶者
 - ② 共済契約者の直系血族
 - ③ 共済契約者の兄弟姉妹
 - ④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の 3 親等内の親族
- (3) こくみん共済 coop は、(2)により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。
- ① 共済契約を更新したとき
 - ② 共済契約を更改したとき
 - ③ 共済金額を減額したとき
 - ④ 特約を解約したとき

【共済金等のご請求について】

10. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

- (1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第9「各共済金等請求の提出書類」の請求書類をこくみん共済 coop に提出して、共済金を請求してください。
- (2) こくみん共済 coop は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、こくみん共済 coop の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。
- (3) こくみん共済 coop は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこくみん共済 coop に到着した日の翌日以後10営業日以内に、こくみん共済 coop の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。

ただし、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他こくみん共済 coop が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下「必要な調査」といいます。）を要する場合において、こくみん共済 coop に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な請求書類がすべてこくみん共済 coop に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、共済金を共済金受取人に支払います。

- (4) さらに、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑧のいずれかに該当するときには、その旨をこくみん共済 coop が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこくみん共済 coop に到着した日の翌日以後、①から⑧の期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
③	こくみん共済 coop ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	
④	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	
⑤	弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき	180日
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
⑦	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	
⑧	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

- (5) こくみん共済 coop が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②の

いずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、(3)および(4)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）。

② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が(2)にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）。

(6) こくみん共済 coop は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金（以下「諸返戻金等」といいます。）の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこくみん共済 coop に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、こくみん共済 coop の指定した場所で、共済契約者に支払います。

11. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

(1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの①から③のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第9「各共済金等請求の提出書類」の書類を提出して、共済金等を請求することができます。

① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるところくみん共済 coop が認めたとき。

② 治療上の都合により、こくみん共済 coop が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。

③ その他①および②に準じる状態であるところくみん共済 coop が認めたとき。

(2) (1)の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において「9. 指定代理請求人」(2)に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。

(3) 共済契約者に共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③のいずれかをみたす場合には、代理請求人が別表第9「各共済金等請求の提出書類」の書類を提出して、こくみん共済 coop の承諾を得て、共済金等を請求することができます。

① 指定代理請求人が共済金等請求時に「9. 指定代理請求人」(2)に定める範囲外であるとき。

② 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）。

③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるところくみん共済 coop が認めたときをいいます。以下、(4)において同じです。）。

(4) (3)の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいずれかの人であることを要します。

① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者

② ①に該当する人がいない場合、または①に該当する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(5) (1)から(4)にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができません。

- ① 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
 - ② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
 - ③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を(1)の①または③の状態に該当させたとき。
- (6) こくみん共済 coop は、(1)から(5)により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。

第4章 ご契約に際して

【共済契約者および被共済者】

12. 共済契約者の範囲

《新あいあい》の契約者になれる方は、《新あいあい》を取り扱っている生協の組合員または組合員と同一世帯の方で、かつ、こくみん共済 coop の会員である各県労済生協の組合員である方です。ただし、未成年の方が契約者となる場合、法定代理人の同意書が必要です。

13. 被共済者の範囲

- (1) 被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日または更新日において共済契約者との続柄がつぎの範囲内にある人です。
 - ① 共済契約者本人
 - ② 共済契約者の配偶者
 - ③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母（継父母を含みます。以下、この項目において同じです。）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者
 - ④ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹および子の配偶者
- (2) (1)の被共済者となることのできる年齢は、つぎのとおりです。
 - ① 共済契約の発効日において、満0歳以上満71歳未満
ただし、女性疾病医療特約については、満15歳以上71歳未満
 - ② 共済契約の更新日において満79歳未満
- (3) 共済契約の発効日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることはできません。
 - ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これらに類する職業
 - ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
 - ③ その他こくみん共済 coop が指定する職業

【共済契約の申込みおよびクーリングオフ】

14. 共済契約の申込みと成立

- (1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名または記名押印のうえ、こくみん共済 coop に提出してください。
 - ① 共済契約の種類
 - ② 基本契約共済金額
 - ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約で定める必要な事項
 - ④ 共済期間
 - ⑤ 共済掛金額

- ⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所
- ⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
- ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
- ⑨ 申込日
- ⑩ その他こくみん共済 coopが必要と認めた事項

- (2) (1)の場合には、共済契約申込者または被共済者となる人は、共済事故の発生の可能性に係のある重要な事項のうち、こくみん共済 coopが書面で行う被共済者の健康、職業ならびにこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等（以下「他の契約等」といいます。）に関して告知を求めた事項（以下「質問事項」といいます。）について、こくみん共済 coopの指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 共済契約申込者は、(1)および(2)のほか、こくみん共済 coopの指定する書類を提出しなければなりません。
- (4) こくみん共済 coopは、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。こくみん共済 coopが共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。
- (5) 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」といいます。）は、第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込みの日から1か月以内に、こくみん共済 coopに払い込まなければなりません。
- (6) こくみん共済 coopが共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、こくみん共済 coopは、第1回目の掛金払込予定日の翌月1日午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。
- (7) (6)の日を共済契約の発効日とします。
- (8) こくみん共済 coopは、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。
- (9) こくみん共済 coopは、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

15. クーリングオフ（共済契約の申込みの撤回等）

- (1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

※ 書面による場合は、①共済契約の種類、②申込日、③共済契約者等の氏名および住所、④被共済者の氏名、申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、こくみん共済 coopに提出してください。

※ 電磁的記録による場合は、こくみん共済 coopホームページの受付フォームよりお申し出ください。

- (2) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、こくみん共済 coopは、共済契約者等に初回掛金を返還します。

【共済期間、共済契約の更新】

16. 共済期間

- (1) 共済期間は5年とし、最長で共済契約の発効日または更新日から被共済

者が満80歳に達する日の直後に到来する共済契約の発効日または更新日の年応当日の前日を限度とします。

※ 満74歳以上の方が更新される場合は、2年～6年の共済期間（最長満80歳の契約満了日までの共済期間）とすることもできます。

- (2) 生命基本契約に付帯される特約の共済期間は、生命基本契約と同一とします。

17. 共済契約の更新

- (1) こくみん共済 coopは、共済期間が満了する定期医療プラン（2019）について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一の共済金額および共済期間で、共済期間の満了日の翌日（この日を「更新日」とします。）に更新します。

- (2) (1)にかかわらず、更新日において、被共済者が「13. 被共済者の範囲」の範囲外であるときは共済契約の更新はできません。

- (3) 共済制度の目的に照らして、こくみん共済 coopの共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断されるつぎの①から⑤までのいずれかに該当する事由があるときには、こくみん共済 coopは、共済契約の更新を拒むことができます。

① 被共済者が医学的な観点からみて必要性に疑問がある治療を繰り返し受けているとき。

② 被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき。

③ 被共済者が事故によるものであることが判然としない治療を繰り返しているとき。

④ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、こくみん共済 coopに対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

⑤ こくみん共済 coopが共済契約の継続を困難と認める事由があるとき。

- (4) (1)にかかわらず、こくみん共済 coopは、つぎの場合には、それぞれの内容へ変更を行い、共済契約を更新します。

① 更新後の共済契約の満了日時点での被共済者の年齢が満78歳をこえるときは、80歳から更新時点の満年齢を差し引いた年数を共済期間とします。

② 規約および細則に改正があったときは、更新日における改正後の規約および細則にもとづく共済契約となります。

- (5) 共済契約者が、更新時において変更の申し出をする場合には、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこくみん共済 coopに提出しなければなりません。

① 共済契約の種類

② 基本契約共済金額

③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約で定める必要事項

④ 共済期間

⑤ 共済掛金額

⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所

⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所

- ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
 - ⑨ 申込日
 - ⑩ その他こくみん共済 coopが必要と認めた事項
- (6) (5)の場合にあっては、共済契約者または被共済者は、質問事項について、こくみん共済 coopの指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (7) 共済契約者は、(5)および(6)のほか、こくみん共済 coopが指定する書類を提出しなければなりません。
- (8) こくみん共済 coopは、(5)の申し出を承諾したときには、その内容で更新し、承諾しないときには、変更の申し出はなかったものとみなします。
- (9) (1)から(8)にもとづき、こくみん共済 coopが承諾した共済契約を、以下「更新契約」といい、更新日時点の満年齢により共済掛金額を計算します。
- (10) 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、こくみん共済 coopに払い込まなければなりません。
- ただし、こくみん共済 coopは、更新契約の初回掛金の払込期日を、更新日の前日の属する月の末日とすることがあります。
- (11) こくみん共済 coopは、更新契約の初回掛金の払込みについて、(10)の初回掛金の払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (12) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により更新契約の初回掛金の払込みが一時困難であると、こくみん共済 coopが認める場合には、こくみん共済 coopは、(11)の払込猶予期間を延長することができます。
- (13) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとし、
- ① 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - ② (10)および(11)の払込猶予期間内に、更新契約の初回掛金の払込みがなかったとき。
- (14) こくみん共済 coopは、(1)から(12)にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、共済契約証書の交付により共済契約者に通知します。ただし、(2)または(3)により更新ができない場合および(8)にもとづきこくみん共済 coopが共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知します。
- (15) 共済契約の更新時に共済金額（生命基本契約および各特約の共済金額すべてを含みます。）が増額された場合には、その増額された共済金額にかかる共済金のお支払いについては、更新日を起算日として「7. 基本保障の共済金のお支払い」を適用します。（「Ⅲ 女性疾病医療特約」における「2. 女性疾病医療特約の共済金のお支払い」においても同様です。）
- (16) 共済契約の更新時に共済金額（生命基本契約および各特約の共済金額すべてを含みます。）が減額された場合には、更新日以降の共済事故にかかる共済金は減額後の共済金額にもとづいてお支払いします。

第5章 ご契約後について

【共済掛金の払込み】

18. 共済掛金の払込み

- (1) 共済掛金の払込方法は、月払または年払とします
- ※ 被共済者の年齢が71歳以上の場合、払込方法の変更はできません。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければなりません。
- (3) (2)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別

応当日の前日までの期間（以下「共済掛金期間」といいます。）に対応する共済掛金とします。

- (4) こくみん共済 coop は、(2)にかかわらず、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。
- (5) 特約の共済掛金の払込方法は、生命基本契約と同一とし、特約の共済掛金は生命基本契約の共済掛金と同時に払い込まなければなりません。
- (6) 共済掛金とその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、こくみん共済 coop は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

19. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、こくみん共済 coop の事務所またはこくみん共済 coop の指定する場所に払い込まなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこくみん共済 coop の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替払」といいます。）ができます。口座振替の場合、指定した口座に振替日（28日とします。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日にあたる場合、翌営業日を振替日とします）の前日までに払い込んでいただきます。

【共済掛金の払込みの猶予期間および共済契約の失効】

20. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) こくみん共済 coop は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、こくみん共済 coop が認める場合には、こくみん共済 coop は、(1)の払込猶予期間を延長することができます。

21. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、こくみん共済 coop はその旨を共済契約者に通知し、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- (2) 発効日または更新日が月の1日でない共済契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

22. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) こくみん共済 coop は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと（以下「共済金の差額支払い」といいます。）ができるものとします。
- (2) (1)にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、こくみん共済 coop は、共済金を支払いません。

【共済契約の取消し、無効、解約、解除および消滅】

23. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) こくみん共済 coopは、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。
- (2) (1)による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

24. 共済金の不法取得目的による無効

こくみん共済 coopは、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

25. 共済契約の無効

- (1) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約または特約は無効とします。
 - ① 被共済者が共済契約の発効日にすでに死亡していたとき。
 - ② 被共済者が共済契約の発効日または更新日において「13. 被共済者の範囲」の範囲外であったとき。
 - ③ 被共済者に、すでに個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約または終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約もしくは引受緩和型先進医療特約が締結されている場合について、これらの特約が新たに締結されたときは、当該契約
 - ④ 基本契約または特約の共済金額が、「4. 基本保障（生命基本契約）の基本契約共済金額」、「5. 基本保障（疾病医療特約）の病気入院共済金日額」または「6. 基本保障（災害医療特約Ⅱ）の災害入院共済金日額」の最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。
 - ⑤ 共済契約の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。
 - ⑥ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。
- (2) こくみん共済 coopは、(1)の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。
- (3) こくみん共済 coopは、(1)により、共済契約または特約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

26. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約または特約を解約することができます。
- (2) (1)にかかわらず、定期医療プラン（2019）における災害医療特約Ⅱおよび疾病医療特約については、当該特約のみ解約することはできません。
- (3) 解約する場合には、別表第9「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、署名押印のうえ、共済契約証書を添えて、こくみん共済 coopに提出してください。
- (4) 解約の効力は、(3)の解約の日または(3)の書面がこくみん共済 coopに到達した日のいずれか遅い日（以下この日を「解約日」といいます。）の翌日の午前零時から生じます。

27. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続

- (1) 差押債権者、破産管財人等の共済契約者以外で共済契約の解約をすることができる人（以下「債権者等」といいます。）が共済契約を解約する場

合には、こくみん共済 coopが定める方法により書面にて行ってください。

(2) 「26. 共済契約の解約」にかかわらず、(1)による解約は、解約の通知がこくみん共済 coopに到達した時から1か月を経過した日に効力が生じることとします。

(3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの①および②を満たす共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知がこくみん共済 coopに到達した日に解約の効力が生じたとすればこくみん共済 coopが債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、こくみん共済 coopにその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じないこととします。

① 共済契約者もしくは被共済者の親族または被共済者本人であること

② 共済契約者でないこと

(4) (1)の解約の通知がこくみん共済 coopに到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは(3)により効力が生じなくなるまでに、死亡共済金または重度障害共済金の支払事由が生じ、こくみん共済 coopが共済金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、(3)の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、共済金受取人に支払います。

28. 重大事由による共済契約の解除

(1) こくみん共済 coopは、つぎの①から⑤のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。

① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

② 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、こくみん共済 coopに、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

③ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。

ア 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。

⑤ ①から④までのいずれかに該当するほか、こくみん共済 coopの共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

(2) (1)により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、こくみん共済 coopは、(1)の①から⑤の事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金（死亡共済金受取人が(1)の③のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人

に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項目において同じです。)を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。

- (3) (1)による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

29. 告知義務違反による共済契約の解除

- (1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約を変更して更新（「17. 共済契約の更新」(5)から(8)による更新）した当時（以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。）、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、こくみん共済 coopは、将来に向かって共済契約を解除することができます。

- (2) こくみん共済 coopは、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、(1)による共済契約を解除することができません。

① 共済契約締結時において、こくみん共済 coopがその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。

② こくみん共済 coopのために共済契約の締結の媒介を行うことができる人（こくみん共済 coopのために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。

③ 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

④ 当該被共済者にかかる共済契約の発効日（更新時に契約内容の変更があった場合には更新日）から2年以内に共済事故が生じなかったとき。ただし、発効日または更新日前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないときを除きます。

⑤ こくみん共済 coopが解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

⑥ 共済契約締結時から5年を経過したとき。

- (3) (2)の②および③は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

- (4) (1)により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、こくみん共済 coopは、解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除きます。

- (5) (1)による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

30. 被共済者による共済契約の解除請求

- (1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限ります。以下、この項目および「34. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」において同じです。）を解除す

ることを求めることができます。

① 共済契約者または共済金受取人に、「28. 重大事由による共済契約の解除」(1)の①または②のいずれかに該当する行為があったとき。

② 共済契約者または共済金受取人が、「28. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当するとき。

③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他こくみん共済coopが定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

(2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1)の解除請求があったときは、こくみん共済coopに対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。

(3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、こくみん共済coopの定める方法により、こくみん共済coopに対し共済契約を解除することを求めることができます。

(4) こくみん共済coopは、(3)の解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。

(5) (4)により共済契約が解除された場合には、こくみん共済coopは、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

31. 共済契約の消滅

被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害となったときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅します。

32. 基本契約ならびに各特約および各特則の無効等における取扱い

(1) 生命基本契約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に各特約および各特則も無効、失効、解約、解除または消滅します。

(2) 各特約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に生命基本契約も無効、失効、解約、解除または消滅します。ただし、こくみん共済coopが特に認めた場合に限り、当該契約のみ無効、失効、解約、解除または消滅するものとして、取り扱うことができます。

33. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

こくみん共済coopは、「23. 詐欺等による共済契約の取消し」により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

34. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し

(1) こくみん共済coopは、「26. 共済契約の解約」「28. 重大事由による共済契約の解除」「29. 告知義務違反による共済契約の解除」または「30. 被共済者による共済契約の解除請求」により共済契約が解約または解除された場合において、返戻金として解約返戻金または解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

(2) こくみん共済coopは、「26. 共済契約の解約」により、特約のみ解約した場合には、返戻金として特約のみ解約する場合の解約返戻金を共済契約者に払い戻します。

(3) こくみん共済coopは、「40. 共済金額の減額」により共済契約の共済金額が減額された場合において、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金を共済契約者に払い戻します。

- (4) (1)にかかわらず、こくみん共済 coop は、「28. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当し共済契約を解除した場合において、「28. 重大事由による共済契約の解除」(2)により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、返戻金として支払われない共済金に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

35. 消滅の場合の返戻金の払戻し

- (1) こくみん共済 coop は、「31. 共済契約の消滅」により共済契約が消滅し、かつ、「7. 基本保障の共済金のお支払い」の表1中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）①のアからウのいずれかに該当したことによって死亡共済金が支払われないときは、こくみん共済 coop は、返戻金として責任準備金相当額を共済契約者に払い戻し、「7. 基本保障の共済金のお支払い」の表1中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）①のエに該当したことによって死亡共済金を支払わないときは、こくみん共済 coop は、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

また、共済契約が消滅し、かつ、「7. 基本保障の共済金のお支払い」表1の「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）①の二つ以上に該当することによって、死亡共済金が支払われないときは、こくみん共済 coop は、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

- (2) (1)にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、「7. 基本保障の共済金のお支払い」の表1中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の共済金等を支払う場合により死亡共済金または重度障害共済金が支払われたときには、こくみん共済 coop は、未経過共済掛金を共済契約者に払い戻しません。

36. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算

- (1) こくみん共済 coop は、「21. 共済契約の失効」、「26. 共済契約の解約」、「28. 重大事由による共済契約の解除」、「29. 告知義務違反による共済契約の解除」、「30. 被共済者による共済契約の解除請求」、「31. 共済契約の消滅」、「34. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」または「35. 消滅の場合の返戻金の払戻し」により共済契約が失効し、解約され、解除され、消滅し、かつ、返戻金として解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額を共済契約者に払い戻す場合において、当該共済契約について未払込共済掛金があるときは、その金額を解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額から差し引きます。
- (2) 共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または死亡共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。
- (3) (1)および(2)の場合において、こくみん共済 coop が解約返戻金、解約返戻金相当額、責任準備金相当額または共済金とともに契約者割りもどし金を支払うときは、これらの合計額から未払込共済掛金を差し引きます。

【共済契約の変更】

37. 共済契約による権利義務の承継

- (1) 共済契約者は、被共済者の同意およびこくみん共済 coop の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日

において被共済者との関係が「13. 被共済者の範囲」(1)に該当する人でなければなりません。

- (2) 共済契約者が死亡した場合には、被共済者がこくみん共済 coop の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (3) (2)において、被共済者が承継することが困難な場合（被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。）には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意およびこくみん共済 coop の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (4) 共済契約者が死亡した場合において、(2)および(3)による承継がなされなかったときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意およびこくみん共済 coop の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (5) (3)の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理します。
- (6) (5)の場合において、代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、こくみん共済 coop が相続人の1人に対して行ったことは、他の相続人に対しても効力を生じます。
- (7) (3)の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帯してその共済契約の義務を負うものとします。
- (8) (1)から(4)により共済契約者になる人は、こくみん共済 coop の会員である組合の組合員とならなければなりません。

38. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこくみん共済 coop の定める書式により、その旨をこくみん共済 coop に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 死亡共済金受取人を指定している場合の死亡共済金受取人の氏名
- (4) 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

※ 契約者が海外に長期滞在される場合も、こくみん共済 coop に通知してください。

39. 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が「13. 被共済者の範囲」(1)の②から④までに該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこくみん共済 coop に通知してください。

40. 共済金額の減額

- (1) 共済契約者は、特約の共済金額を減額することができます。
- (2) こくみん共済 coop は、つぎのいずれかに該当する場合は、それぞれの内容で特約の共済金額の減額を行うものとします。
 - ① 災害入院共済金日額を減額する場合は、同時に病気入院共済金日額も減額することとし、減額する額は災害入院共済金日額の減額の額と同額とします。
 - ② 病気入院共済金日額を減額する場合は、同時に災害入院共済金日額も減額することとし、減額する額は病気入院共済金日額の減額の額と同額とします。
 - ③ 女性疾病入院共済金日額を減額する場合は、同時に災害入院共済金日額および病気入院共済金日額も減額することとし、減額する額は災害入

院共済金日額および病氣入院共済金日額の減額の額の100分の50に相当する額とします。

- (3) (1)および(2)にかかわらず、先進医療特約共済金額については減額することができません。
- (4) (1)および(2)による減額は、書面により行うものとし、その書面には減額の日を記載してください。
- (5) (2)により共済金額を減額する場合の減額の単位は、各基本契約および特約ごとにつぎのとおりです。
 - ① 病氣入院共済金日額 1,000円
 - ② 災害入院共済金日額 1,000円
 - ③ 女性疾病入院共済金日額 500円
- (6) (1)から(5)による共済金額の減額の効力は、(4)の減額の日または(4)の書面がこくみん共済 coopに到達した日のいずれか遅い日（以下この項目において「減額日」といいます。）の翌日の午前零時から生じます。
- (7) (1)から(6)により共済金額を減額する場合には、こくみん共済 coopは、その減額した分の共済金額に対応する基本契約または特約について、「26. 共済契約の解約」による基本契約または特約の解約が行われたものとみなします。
- (8) (1)から(7)により共済金額を減額した場合において、減額後の共済契約について払い込むべき共済掛金があるときは、解約の効力の生じた日より共済掛金を改め、減額日の直後に到来する払込方法別応当日から適用します。
- (9) (1)および(2)にかかわらず、減額後の共済金額がつぎの金額未満になるときは、減額することができません。
 - ① 病氣入院共済金日額 3,000円
 - ② 災害入院共済金日額 3,000円
 - ③ 女性疾病入院共済金日額 1,500円

41. 共済掛金の払込方法の変更

- (1) 共済契約者は、共済掛金の払込方法のうち、月払および年払について、その払込方法を変更することができます。
ただし、被共済者の年齢が71歳以上の場合、払込方法の変更はできません。
- (2) この変更を行う場合、共済契約者は、こくみん共済 coopの所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、共済契約証書を添えて提出してください。
- (3) この変更の申込みがあった場合、こくみん共済 coopは、申込みのあった直後の発効日または更新日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更して扱います。

【規約・細則の変更】

42. 規約および細則の変更

- (1) こくみん共済 coopは、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、契約内容とする規約および細則を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができます。ただし、当該契約内容の変更は、予定危険率等の共済掛金額の算出基礎の変更を伴わないものに限ります。
- (2) (1)の場合には、こくみん共済 coopは、規約および細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知します。

43. 身体障害等級別支払割合表の変更

- (1) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」といいます。）中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において効力がある同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。
- (2) (1)にかかわらず、こくみん共済 coop が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができます。ただし、この場合には、こくみん共済 coop は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

44. 診療報酬点数表の変更

こくみん共済 coop は、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の改正により手術料が算定される手術、放射線治療料が算定される施術または在宅療養が算定される在宅終末期医療の種類が変更されるなど、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正が災害医療特約Ⅱ、疾病医療特約および女性疾病医療特約（以下、この項目において「災害医療特約等」といいます。）の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、災害医療特約等の支払事由を変更することができます。ただし、この場合には、こくみん共済 coop は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

【その他ご契約に関する事項について】

45. 契約年齢の計算

被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日または更新日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

46. 期間の計算

- (1) この「ご契約のしおり」において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。
- (2) この「ご契約のしおり」において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この「ご契約のしおり」において、特に定めのあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。
- (3) 応当日において、該当する月に該当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

47. 生年月日および性別の誤りの取扱い

- (1) 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、被共済者が「13. 被共済者の範囲」の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、こくみん共済 coop は、共済契約者から提出されたこくみん共済 coop 所定の書類に記入された正しい生年月日にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。
- (2) 共済契約申込書に記載された被共済者の性別に誤りがあった場合は、こくみん共済 coop は、共済契約者から提出されたこくみん共済 coop 所定の書類に記入された正しい性別にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

48. 時効

共済金、解約返戻金および契約者割りもどし金を請求をする権利は、これ

らを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

49. 事業の休止または廃止

こくみん共済 coop は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

50. 戦争その他の非常な出来事の場合

こくみん共済 coop は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

51. 生死不明の場合

(1) こくみん共済 coop は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎのいずれかに該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、こくみん共済 coop が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱います。

① 被共済者が失踪宣告をうけたとき

② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、こくみん共済 coop は、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金または累加死亡共済金を支払うことができます。

ア 航空機の危難の場合 30日

イ 船舶の危難の場合 3か月

ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

(2) (1)により、こくみん共済 coop が死亡共済金または累加死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金をこくみん共済 coop に返還しなければなりません。

(3) (1)により、共済金受取人が死亡共済金または累加死亡共済金を受け取る場合は、当該共済金受取人は、(2)の事項を記載した書類を、こくみん共済 coop に提出してください。

52. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、こくみん共済 coop の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

【税金について】

この取り扱いは、本冊子作成時現在の税法にもとづくものです（作成年月は裏表紙を参照ください）。今後、税法の改正により取り扱いが変更されることがあります。個別の取り扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

53. 共済掛金の保険料控除について

共済掛金払込証明書は、1月から12月までの間に共済掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者*その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。

※ 内縁関係にある人等は対象となりません（以下、【税金について】の項目において同様）。

54. 共済金等の税法上の取扱い

共済金は課税される場合があります。

- (1) 多額の満期金を付帯した場合で、満期時に受取る満期金と割りもどし金の合計額が払込掛金よりも50万円以上多くなるときは、その超過分の2分の1の金額に所得税が課税されます。

払込掛金とは、5年間*の掛金の総額です。

※ 共済期間が5年を超える場合は、5年を超える期間の掛金の総額となります。

所得税（一時所得）の課税対象額＝（満期金＋割りもどし金－払込共済掛金－50万円）÷2

満期金と割りもどし金以外にも一時所得がある場合には、それらの金額を合算して課税対象とされます。

- (2) 死亡共済金には、契約の形態によって相続税、所得税などの税金がかかります。

(例) (S：共済金 P：当該共済期間の払込掛金)

契約者	被共済者	受取人	課税種目	課税対象金額
妻	妻	夫	相続税（保険金非課税の特典有り）	$S - (500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の人数})$
妻	妻	法定相続人以外	相続税（保険金非課税の特典無し）	S（死亡共済金）
夫	妻	夫	所得税（一時所得） ／住民税	$(S - P - 50 \text{ 万円}) \div 2^{(*)1}$
夫	妻	子 ^{(*)2}	贈与税	S－110万円

※1 他のCO・OP共済にも加入されている場合、契約が複数件ある（例：夫を共済契約者として、被共済者を妻および子供の2つ契約している）場合も1人に対して1年間に最高50万円の控除です。

※2 子を受取人に指定した場合

【割りもどし金について】

55. 契約者割りもどし金

- (1) こくみん共済 coopは、つぎのいずれかに該当する共済契約に対して、契約者割りもどし金を共済契約者に割当てます。なお、共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。

- ① 当該事業年度末に有効な共済契約
- ② 当該事業年度中に満期をむかえた共済契約

- (2) こくみん共済 coopは、(1)により割り当てられた契約者割りもどし金を、別に定める方法により利息を付けて据え置きます。

- (3) こくみん共済 coopは、共済契約者から据え置かれた契約者割りもどし金の支払いの請求があったとき、または「21. 共済契約の失効」「26. 共済契約の解約」「28. 重大事由による共済契約の解除」「29. 告知義務違反による共済契約の解除」「30. 被共済者による共済契約の解除請求」および「31. 共済契約の消滅」により共済契約が失効、解約、解除、消滅または満了したときは、こくみん共済 coopの定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。

- (4) 据え置かれた契約者割りもどし金を共済期間中において請求する場合は、こくみん共済 coop所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、こくみん共済 coopに提出してください。

Ⅱ 先進医療特約

1. 先進医療特約共済金額

- (1) 先進医療特約にかかる共済金額は、被共済者 1 人につき 1,000 万円とします。
- (2) 先進医療特約はこくみん共済 coop の実施する終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約および引受緩和型先進医療特約をあわせて、被共済者 1 人につき 1 共済契約に限りします。

2. 先進医療特約の共済金のお支払い

- (1) 先進医療特約の共済金等を支払う場合および支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合は、つぎの表 2 のとおりです。

表 2

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を支払わない場合（免責事由）
先進医療共済金	被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この項目において同じです。）中に、別表第 4 「先進医療の範囲」の先進医療による療養を受け、つぎの①または②のいずれかに該当するとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因としその事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた先進医療による療養 ② 先進医療特約の発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養	共済契約者または被共済者が負担した技術料に相当する金額	① こくみん共済 coop は、不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアからキのいずれかに該当するときは、先進医療共済金を支払いません。 ア 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。 イ 被共済者の故意または重大な過失によるとき。 ウ 被共済者の犯罪行為によるとき。 エ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を支払わない場合（免責事由）
			オ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。 カ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。 キ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。 ② こくみん共済 coop は、疾病の治療を目的として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアまたはイのいずれかに該当するときには、先進医療共済金を支払いません。 ア 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。 イ 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。 ③ こくみん共済 coop は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものについては、先進医療共済金を支払いません。

- (2) 被共済者が同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日をその療養を受けた日とみなします。
- (3) (2)の「一連の療養」とは、療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。
- (4) つぎのいずれかを原因とする先進医療による療養については、疾病の治療を直接の目的とした療養とみなします。
- ① こくみん共済 coop が異常分娩と認めた分娩により受けた先進医療による療養
 - ② 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に受けた先進医療による療養
 - ③ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による先進医療による療養
- (5) 先進医療特約の発効日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、先進医療特約の発効日から

その日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、先進医療特約の発効日以後の原因によるものとみなします。

(6) 他の障害その他の影響がある場合

こくみん共済 coop は、被共済者が不慮の事故により傷害をこうむり、先進医療共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

① すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

② 当該事故ののちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

③ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

(7) 事故発生の際の通知義務

被共済者について、不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、先進医療共済金の支払事由が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこくみん共済 coop に通知してください。この通知を正当な理由なく遅滞した場合または行わなかった場合には、こくみん共済 coop は共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

(8) 「I 本則」における「50. 戦争その他の非常な出来事の場合」のほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、先進医療特約の所定の共済金を支払うことができない場合には、こくみん共済 coop は、総会の議決を経て所定の共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

(9) 先進医療特約の消滅

① 先進医療特約において、先進医療共済金の支払累計額（更新前の共済期間も含みます。）が1,000万円に達したときは、1,000万円に達したときの共済事故の発生日に当該特約のみ消滅します。

② ①により先進医療特約が消滅した場合は、こくみん共済 coop は、当該特約の未経過共済掛金を共済契約者に払い戻しません。

Ⅲ 女性疾病医療特約

1. 女性疾病入院共済金日額

女性疾病医療特約にかかる共済金額（以下「女性疾病入院共済金日額」といいます。）は、「I 本則」における「5. 基本保障（疾病医療特約）の病气入院共済金日額」の病气入院共済金日額の100分の50に相当する金額とします。

2. 女性疾病医療特約の共済金のお支払い

(1) 女性疾病医療特約の共済金等を支払う場合および支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合は、つぎの表3のとおりです。

表3

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
悪性新生物診断共済金	被共済者が共済期間中につぎのいずれかに該当した場合 ① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して91日目以後に別表第5「悪性新生物の定義」の悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。 ② ①の悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日からその日を含め2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき。	女性疾病入院共済金日額×200	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失 ② 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病
上皮内新生物診断共済金	被共済者が共済期間中につぎのいずれかに該当した場合 ① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して91日目以後に別表第6「上皮内新生物の定義」の上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。 ② ①の上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日からその日を含め2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき。		

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
がん入院共済金	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき。 ① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を目的とする入院 ② 1日以上となる入院	女性疾病入院共済金日額×2 ×入院日数	P.81 参照
女性疾病入院共済金	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき。 ① 女性疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した別表第7「女性疾病の定義」の女性疾病の治療を目的とする入院 ② 1日以上となる入院	女性疾病入院共済金日額 ×入院日数	
女性疾病退院共済金	被共済者ががん入院共済金または女性疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となった後に生存退院した場合	女性疾病入院共済金日額×10 (1回の入院につき1回限り支払います。)	
がん手術共済金	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす手術を受けたとき。 ① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする手術。 ② 病院または診療所において受けた手術 ③ つぎのアまたはイのいずれかに該当する手術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術(歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます)。ただし、手	女性疾病入院共済金日額×40	

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
	術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、つぎの(a)から(f)に掲げる手術を除きます。 (a) 創傷処理 (b) 皮膚切開術 (c) デブリードマン (d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e) 抜歯手術 (f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術 イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術およびアの(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。		P.81 参照
がん放射線治療共済金	被共済者が共済期間中に、つぎの①から③のすべてをみたす施術（以下、この項目において「放射線治療」といいます。）を受けたとき。 ① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする施術 ② 病院または診療所において受けた施術 ③ つぎのいずれかの種類に該当する施術	女性疾病入院共済金日額×20	

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
	ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術（歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術を含みます）。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。 イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術		
在宅ホスピスケア共済金	被共済者が共済期間中に、下記のいずれもみたす在宅終末期医療を受けたとき。 ① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として被共済者の余命が6か月以内と判断されて受けた在宅終末期医療 ② 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療（歯科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます。以下、この項目において同じです）。ただし、在宅終末期医療を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。	女性疾病入院共済金日額 ×在宅終末期医療を受けた日数	P.81 参照

(2) 更新契約における発効日または更新日

更新契約の共済金の支払いにおいて、満了した共済契約の女性疾病入院共済金日額に相当する部分については、はじめてその共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日を起算日として、この特約を適用します。

(3) 表3における入院日数は、医師または歯科医師が退院してもさしつかえないと認定したときは、入院した日からその認定の日までとします。

(4) 被共済者が転入院した場合で、その転入院について前入院から継続して入院していたとみなすべき事情のあるとくみん共済 coopが認めたときは、継続した入院とみなします。

(5) がん入院共済金または女性疾病入院共済金の支払われる入院中に、つぎのいずれかの事由が発生した場合には、それらの発生時に連続している入院は、この特約の共済期間中の入院とみなします。

① 共済期間の満了日の翌日において、被共済者が「Ⅰ 本則」における「13. 被共済者の範囲」で定める範囲外であるとき。

② 重度障害共済金が支払われ、「Ⅰ 本則」における「31. 共済契約の消滅」の定めにより消滅したとき。

(6) 被共済者の入院中に女性疾病入院共済金日額の減額があった場合には、がん入院共済金および女性疾病入院共済金の支払額は各入院日における女性疾病入院共済金日額により計算します。

(7) 上皮内新生物診断共済金について

上皮内新生物診断共済金の支払事由①により支払う上皮内新生物診断共済金は1回限りとします。

(8) 診断共済金について

「悪性新生物診断共済金」、「上皮内新生物診断共済金」のいずれかが支払われた共済事故の発生日からその日を含めて2年以内に、「悪性新生物診断共済金」、「上皮内新生物診断共済金」のいずれかの診断共済金の支払事由に該当した場合は、診断共済金を支払いません。

(9) がん入院共済金について

① 被共済者が、当初の入院を開始したときに併発していたがんまたは当初の入院の入院期間中に併発したがんの治療を目的としてあらたに入院を開始した場合には、当初の入院の直接の原因と同一の原因により連続して入院したものとみなします。

② 被共済者ががん入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、がん入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たながんによる入院とします。

③ ①および②の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、とくみん共済 coopが因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。

④ 表3にかかわらず、女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過したのちに開始された場合には、発効日または更新日から起算して31日目以後の原因によるものとみなします。

⑤ 女性疾病入院共済金が支払われる入院中にがん入院共済金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、がん入院共済金の支払額は、つぎ

のとおりとします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{女性疾病入院} \\ \text{共済金日額} \end{array} \right) \times 2 \times \left(\begin{array}{l} \text{がんにより入院を開始した日から} \\ \text{その日を含めたがん入院日数} \end{array} \right)$$

(10) 女性疾病入院共済金について

- ① 女性疾病入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。また、女性疾病医療特約の全共済期間（共済契約を更新または更改をした場合は、初回加入時契約の発効日から当該共済期間までの全共済期間をいいます。）を通じて女性疾病入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日を限度とします。
- ② 被共済者が、当初の入院を開始したときに併発していた女性疾病または当初の入院の入院期間中に併発した女性疾病の治療を目的としてあらたに入院を開始した場合には、当初の入院の直接の原因と同一の原因により連続して入院したものとみなします。
- ③ 被共済者が、がん入院共済金が支払われる入院の期間中に女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院を開始した場合において、がん入院共済金が支払われる期間が終了したときは、女性疾病入院共済金として、つぎの金額を支払います。

$$\left(\begin{array}{l} \text{女性疾病入院} \\ \text{共済金日額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{がん入院共済金が支払われる期間が終了した} \\ \text{日の翌日から起算した入院日数} \end{array} \right)$$

- ④ 被共済者が女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、女性疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな女性疾病による入院とします。
 - ⑤ ②および④の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、こくみん共済 coopが因果関係のある一連の女性疾病による入院と認めた場合を含みます。
 - ⑥ 表3にかかわらず、女性疾病医療特約の発効日または更新日前に発病した疾病の治療を目的とする入院であっても、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過したのちに開始された場合には、発効日または更新日以後の原因によるものとみなします。
 - ⑦ こくみん共済 coopは、がん入院共済金が支払われる期間については、女性疾病入院共済金を支払いません。
- (11) 女性疾病退院共済金について
- ① 表3における「1回の入院」とは、「がん入院共済金」または「女性疾病入院共済金」で「1回の入院」とされるものをいいます。
 - ② 表3における「その入院が連続して20日以上となった」の入院日数については、入院した日から医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとします。
 - ③ 被共済者の入院中に女性疾病入院共済金日額の減額があった場合には、女性疾病退院共済金の支払額は入院20日目における女性疾病入院共済金日額により計算します。
- (12) がん手術共済金について
- ① 被共済者が、がん手術共済金の支払事由に該当する手術のうち、同時

に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。

- ② ①の「同時に2つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

ア 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき

イ 1日（同じ日）の内に複数回の手術が行われたとき

- ③ 被共済者が、がん手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定される手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

- ④ 表3にかかわらず、女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していたがんの治療を直接の目的とする手術であっても、その手術を発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に受けた場合には、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする手術とみなします。

(13) がん放射線治療共済金について

- ① 被共済者が、がん放射線治療共済金の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合、がん放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、がん放射線治療共済金を支払いません。

- ② 被共済者が、がん放射線治療共済金の支払事由に該当する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。

- ③ ②の「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

ア 1回の施術（施術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の施術が行われたとき。

イ 1日（同じ日）のうちに複数回の施術が行われたとき。

- ④ 表3にかかわらず、女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していたがんの治療を直接の目的とする放射線治療であっても、その放射線治療を発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に受けた場合には、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする放射線治療とみなします。

(14) 在宅ホスピスケア共済金について

- ① 「在宅終末期医療」とは、通院が困難な末期の悪性新生物患者について、医師の管理下において在宅医療を行っている状態をいい、在宅医療による医科診療報酬点数として算定されているものであれば、その名称は問いません。

- ② 在宅ホスピスケア共済金の支払対象となる在宅終末期医療を受けた日数の限度は、180日とします。

- ③ 在宅ホスピスケア共済金が支払われる在宅終末期医療を受けている期間中に、共済期間の満了日をむかえ、その翌日において、被共済者が「I本則」における「13. 被共済者の範囲」で定める範囲外である場合には、その在宅終末期医療を受けている間は、この特約の共済期間中の在宅終末期医療とみなします。

- ④ 被共済者が在宅終末期医療を受けた期間中に女性疾病入院共済金日額

の減額があった場合には、在宅ホスピスケア共済金の支払額は各在宅終末期医療を受けた日現在の女性疾病入院共済金日額により計算します。

- ⑤ 表3にかかわらず、女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していた悪性新生物を直接の原因として被共済者の余命が6か月以内と判断された場合でも、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過したのちに判断されたときには、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として被共済者の余命が6か月以内と判断されたものとみなします。

IV 特則

第1章 リビングニーズ特則

1. リビングニーズ特則の適用

この特則は、共済期間中に被共済者の余命が6か月以内と判断される場合に、定期医療プラン（2019）の死亡共済金（生命基本契約）について、将来における支払いに代えて、生前にリビングニーズ共済金として支払うためのものです。

2. リビングニーズ特則の締結および発効

- (1) この特則は、共済契約者から申し出があったときに限り、被共済者の同意およびこくみん共済 coop の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則は、その申し出が共済契約の申込みと同時のときは発効日から、申し出が共済期間中のときはその申し出の翌日から成立するものとします。
- (3) (1)にかかわらず、こくみん共済 coop は、つぎのいずれかに該当する場合には、この特則を付帯することができません。
- ① 申し出の日から共済期間満了の日までの期間が1年以下のとき（更新することができる場合は除きます。）
- ② 申し出の日において、付帯しようとする共済契約にもとづく共済契約者、被共済者または共済金受取人の権利が第三者の権利の目的となっており、かつ、当該第三者の同意がないとき

3. リビングニーズ共済金

- (1) こくみん共済 coop は、共済期間中に被共済者の余命が6か月以内と判断され、かつ、つぎのすべてをみたす場合に、生命基本契約共済金額の死亡・重度障害共済金額（累加死亡・累加重度障害共済金額を含みます。以下この特則において同じです。）のうち、共済契約者、指定代理請求人または代理請求人が請求時に指定した金額（以下「指定共済金額」といいます。）にもとづきリビングニーズ共済金を支払います。
- ① リビングニーズ共済金の請求に必要な書類すべてが、こくみん共済 coop に到着していること。
- ② リビングニーズ共済金の請求日から共済期間の満了の日まで1年をこえる期間があること（更新することができる場合は、請求日から更新後の共済期間満了の日まで1年をこえる期間があること）。
- ③ 定期医療プラン（2019）の指定共済金額は、「I 本則」における「4. 基本保障（生命基本契約）の基本契約共済金額」の額とします。
- ④ こくみん共済 coop の共済契約で他にリビングニーズ共済金を請求する共済がある場合には、つぎのアからケまでの指定共済金額を通算した

額が被共済者1人につき2,000万円以下であること。

ア 終身共済マインド（終身生命共済事業規約：2004年9月30日以前発効）

イ 終身生命プラン（終身生命共済事業規約：2004年10月1日以降2019年7月31日以前発効）

ウ 終身生命プラン（2019）（終身生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

エ 定期生命プラン（2019）（個人長期生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

オ 定期生命プラン総合タイプ（個人長期生命共済事業規約：2006年5月1日以降2019年7月31日以前発効）

カ 定期生命300（個人長期生命共済事業規約）

キ せいめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年6月1日以降2006年4月30日以前発効）

ク せいめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年5月31日以前発効）

ケ 定期医療プラン（2019）（個人長期生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

(2) (1)に該当する場合にはこくみん共済 coopは、指定共済金額から、こくみん共済 coopが定めるところにより、請求日の翌日から6か月間の指定共済金額に対する利息および共済掛金に相当する金額を差し引いた額をリビングニーズ共済金として支払います。

(3) (1)において、共済契約者、指定代理請求人または代理請求人が生命基本契約共済金額の全額を指定共済金額として指定した場合は、同時に累加死亡共済金額も指定されたものとみなして、(2)を適用します。この場合、指定共済金額は、生命基本契約共済金額に、請求日から6か月後に死亡したときに支払われるべき累加死亡共済金の額を加えた額とし、請求日の翌日から6か月間の指定共済金額に対する共済掛金は、累加死亡共済掛金および満期共済掛金を含む基本契約共済掛金とします。

(4) こくみん共済 coopは、被共済者が、直接であると間接であるとを問わず、生命基本契約の発効日または更新日においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、被共済者の余命が6か月以内と判断される状態となり、生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に共済契約者、指定代理請求人または代理請求人がリビングニーズ共済金を請求したときは、リビングニーズ共済金を支払いません。

(5) リビングニーズ共済金の支払は、被共済者1人につき、被共済者の一生涯にわたり1回限りとします。

(6) こくみん共済 coopは、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、リビングニーズ共済金を支払いません。

① リビングニーズ共済金を支払う前に被共済者が死亡しているとき。

② リビングニーズ共済金の支払請求前に、すでに重度障害共済金を支払っていたとき。

③ リビングニーズ共済金を支払う前に、重度障害共済金の支払請求を受けたとき。

(7) 生命基本契約共済金額（累加死亡共済金を含みます。）の全額が指定共済金額として指定され、リビングニーズ共済金が支払われた場合には、共済契約は請求日にさかのぼって消滅したものとみなします。

(8) つぎに掲げる共済金が支払われる入院中に、(7)により、共済契約が消滅した場合には、リビングニーズ共済金の請求時に連続している入院について

て、共済期間中の入院とみなして共済金を支払います。

- ① 病気入院共済金
- ② 災害入院共済金
- ③ 女性がん入院共済金
- ④ 女性疾病入院共済金

(9) (8)の①、②における「共済期間中の入院とみなされる入院」の後の「退院後病気通院共済金」または「退院後災害通院共済金」については支払いません。

4. リビングニーズ共済金を支払わない場合

こくみん共済 coop は、つぎの(1)から(4)のいずれかにより被共済者の余命が6か月以内と判断される状態となったときは、リビングニーズ共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意
- (2) 被共済者の犯罪行為
- (3) 共済契約者の故意
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の故意

5. リビングニーズ共済金の請求

共済契約者、指定代理請求人または代理請求人は、リビングニーズ共済金の支払請求をするときは、別表第9「各共済金等請求の提出書類」の請求書類を提出してください。当該請求書類すべてがこくみん共済 coop に到達した日を請求日とします。

第2章 特別条件特則

1. 特別条件特則の適用

この特則は、共済契約の申込みにあたって、「Ⅰ 本則」における「14. 共済契約の申込みと成立」(2)の質問事項に対する回答が、「Ⅰ 本則」における「14. 共済契約の申込みと成立」(4)のこくみん共済 coop が定める基準に適合しない場合において、共済契約に所定の条件を付して加入を引受けるときに適用します。

2. 特別条件特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に、共済契約者から申し出があったときに限り、こくみん共済 coop の承諾を得て、付帯することができます(以下、この特則を付帯した共済契約を「特別条件契約」といいます。)
- (2) (1)の申し出の際に、共済契約者は特別条件を付帯することの同意書を提出してください。

3. 特別条件

特別条件契約においては、こくみん共済 coop の定める一部の共済事故について、その事故がこくみん共済 coop の定める期間内に発生した場合は、共済金を支払わないものとします。

第3章 掛金口座振替特則

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、こくみん共済 coop の承諾を得て、付帯することができます。

(2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。

- ① 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、こくみん共済 coop と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）に設置されていること。
- ② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこくみん共済 coop の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替扱による共済掛金の払込み

(1) 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、「Ⅰ 本則」における「14. 共済契約の申込みと成立」(5)にかかわらず、こくみん共済 coop が初回掛金をはじめて指定口座からこくみん共済 coop の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこくみん共済 coop の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。

(2) 第2回以後の共済掛金は、「Ⅰ 本則」における「18. 共済掛金の払込み」(2)および(4)にかかわらず、払込期日の属する月中のこくみん共済 coop の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から共済掛金相当額をこくみん共済 coop の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。

(3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。

(4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約（こくみん共済 coop の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を振り替える場合には、こくみん共済 coop は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、こくみん共済 coop に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。

(5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

(1) 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとします。

(2) (1)の共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこくみん共済 coop またはこくみん共済 coop の指定した場所に払い込まなければなりません。

5. 指定口座の変更等

(1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこくみん共済 coop および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。

(2) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、こ

くみん共済 coop は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2)の条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

こくみん共済 coop または取扱金融機関等の事情により、こくみん共済 coop は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、こくみん共済 coop は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

V 別表

- | | |
|-------|----------------|
| 別表第1 | 身体障害等級別支払割合表 |
| 別表第2 | 不慮の事故等の定義とその範囲 |
| 別表第3 | 公的医療保険制度の定義 |
| 別表第4 | 先進医療の範囲 |
| 別表第5 | 悪性新生物の定義 |
| 別表第6 | 上皮内新生物の定義 |
| 別表第7 | 女性疾病の定義 |
| 別表第8 | 共済金額を制限する職業 |
| 別表第9 | 各共済金等請求の提出書類 |
| 別表第10 | 累加死亡共済金 例表 |
| 別表第11 | 解約返戻金目安表 |

身体障害等級別支払割合表

1 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態その他こくみん共済 coop が認めるものをいいます。

2 身体障害等級別支払割合表

本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」といいます。）が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替えます。

障害等級	身 体 障 害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削 除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	5 両手の手指の全部を失ったもの	90%

障害 等級	身 体 障 害	支払 割合
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%

障害 等級	身 体 障 害	支払 割合
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外ばうに著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの	50%
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	45%

障害 等級	身 体 障 害	支払 割合
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2 外ばうに相当程度の醜状を残すもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの	30%
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

障害 等級	身 体 障 害	支払 割合
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1手の小指を失ったもの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 削除 14 外ばうに醜状を残すもの	10%

障害 等級	身 体 障 害	支払 割合
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削除 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	4%

(備 考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 6 その他の身体障害の等級認定については、こくみん共済 coopの基準により行います。

不慮の事故等の定義とその範囲

1 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

(1) 急激とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性または持続性が認められるものは含みません。

(2) 偶然とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。

(3) 外因とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。

2 外因による事故の範囲

外因による事故の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類 コード
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれない。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899

分 類 項 目	基本分類コード
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E904）中の飢餓、渇」は除外する。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外する。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外する。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外する。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999
21. その他こくみん共済 coopが特に認めた場合	

3 感染症

感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフス A	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
アメーバ赤痢	A06.0, A06.1
結核	A15-A19
ペスト	A20
ジフテリア	A36
猩紅熱	A38
流行性脳脊髄膜炎（髄膜炎菌性髄膜炎）	A39.0
発疹チフス	A75.0

分 類 項 目		基本分類コード
急性灰白髄炎〈ポリオ〉		A80
日本脳炎		A83.0
南米出血熱	アルゼンチン出血熱	A96.0
	ボリビア出血熱	A96.1
	ブラジル出血熱、ベネズエラ出血熱	A96.8
ラッサ熱		A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱		A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病		A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病		A98.4
痘そう（天然痘）		B03
鳥インフルエンザ（H5N1）		J09
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）		U04

公的医療保険制度の定義

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）
- (6) 船員保険法（昭和14年4月6日法律第73号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）

先進医療の範囲

- 1 先進医療とは、つぎのすべてをみたすものをいう。
 - (1) つぎに掲げる法律にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養をいう。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。
 - ア 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）
 - イ 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）
 - ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）
 - エ 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）
 - オ 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）
 - カ 船員保険法（昭和14年4月6日法律第73号）
 - キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）
 - (2) 療養を受けた日現在において、(1)中のアからキまでに掲げる法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養以外の療養
- 2 「療養」とは、診察、薬剤、または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

悪性新生物の定義

- 1 女性疾病医療特約における悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいう。

分 類 項 目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物〈腫瘍〉	C00-C14
消化器の悪性新生物〈腫瘍〉	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物〈腫瘍〉	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物〈腫瘍〉	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物〈腫瘍〉	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物〈腫瘍〉	C45-C49
乳房の悪性新生物〈腫瘍〉	C50
女性生殖器の悪性新生物〈腫瘍〉	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物〈腫瘍〉	C60-C63
腎尿路の悪性新生物〈腫瘍〉	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物〈腫瘍〉	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物〈腫瘍〉	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物〈腫瘍〉	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物〈腫瘍〉、 原発と記載されたまたは推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物〈腫瘍〉	C97
真性赤血球増加症〈多血症〉	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

- 2 前記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいう。

第5桁性状コード
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（注）悪性新生物には国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（第7版）で病期分類が0期の病変は含まれない。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しない。

上皮内新生物の定義

1 女性疾病医療特約における上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
上皮内黒色腫	D03
皮膚の上皮内癌	D04
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他および部位不明の生殖器の上皮内癌	D07
その他および部位不明の上皮内癌	D09

2 前記1において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

女性疾病の定義

女性疾病医療特約における女性疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病の 区分	分 類 項 目	基本分類 コード
1. 新生物	乳房の良性新生物〈腫瘍〉	D24
	子宮平滑筋腫	D25
	子宮のその他の良性新生物〈腫瘍〉	D26
	卵巣の良性新生物〈腫瘍〉	D27
	その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物〈腫瘍〉	D28
	甲状腺の良性新生物〈腫瘍〉	D34
	女性生殖器の性状不詳または不明の新生物〈腫瘍〉	D39
	内分泌腺の性状不詳または不明の新生物〈腫瘍〉(D44) 中の甲状腺	D44.0
	その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物〈腫瘍〉(D48) 中の乳房	D48.6
2. 血液の 疾患	鉄欠乏性貧血	D50
	ビタミンB12欠乏性貧血	D51
	葉酸欠乏性貧血	D52
	その他の栄養性貧血	D53
	後天性溶血性貧血	D59
	後天性赤芽球ろう〈癆〉[赤芽球減少症]	D60
	その他の無形成性貧血	D61
	他に分類される慢性疾患における貧血	D63
	その他の貧血	D64
3. 内分泌 の疾患	ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	その他の甲状腺機能低下症	E03
	その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	甲状腺中毒症[甲状腺機能亢進症]	E05
	甲状腺炎	E06
	その他の甲状腺障害	E07
	クッシング〈Cushing〉症候群	E24
	卵巣機能障害	E28
	治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの(E89) 中の治療後甲状腺機能低下症	E89.0

疾病の 区分	分 類 項 目	基本分類 コード
4. 眼の疾患	老人性白内障	H25
	その他の白内障	H26
	緑内障	H40
5. 循環器系の疾患	急性リウマチ熱	I00-I02
	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09
	低血圧（症）	I95
6. 胆嚢の疾患	胆石症	K80
	胆のう〈嚢〉炎	K81
	胆のう〈嚢〉のその他の疾患	K82
	胆道のその他の疾患	K83
7. 筋骨格系および結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ	M05
	その他の関節リウマチ	M06
	若年性関節炎	M08
	その他の明示された関節障害（M12）中のリウマチ熱後慢性関節障害[ジャクー〈Jaccoud〉病]	M12.0
	全身性エリテマトーデス〈紅斑性狼瘡〉〈SLE〉	M32
	皮膚（多発性）筋炎	M33
	全身性硬化症	M34
	その他の全身性結合組織疾患（M35）中の乾燥症候群[シェーグレン〈Sjögren〉症候群]	M35.0
	リウマチ性多発筋痛症	M35.3
8. 骨粗しょう症	骨粗しょう〈鬆〉症〈オステオポロシス〉、病的骨折を伴わないもの	M81
9. 腎臓、膀胱および尿路の疾患	急性尿細管間質性腎炎	N10
	慢性尿細管間質性腎炎	N11
	尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの	N12
	閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患（N13）中の膿腎（症）	N13.6
	腎および尿管のその他の明示された障害（N28.8）中の腎盂炎、腎盂尿管炎、尿管炎	N28.8
	膀胱炎	N30
	その他の膀胱障害（N32）中の膀胱憩室	N32.3
	他に分類される疾患における膀胱障害（N33）中の結核性膀胱炎	N33.0
	尿道炎および尿道症候群	N34
	尿道のその他の障害（N36）中の尿道憩室	N36.1
	尿道小丘	N36.2
	尿路系のその他の障害（N39）中の尿路感染症、部位不明	N39.0
	緊張性〈腹圧性〉尿失禁	N39.3

疾病の 区分	分 類 項 目	基本分類 コード
10. 女性生殖 器の疾 患	乳房の障害	N60-N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70-N77
	女性生殖器の非炎症性障害	N80-N98
11. 妊 娠、 分娩およ び産褥の 合併症	流産に終わった妊娠	O00-O08
	妊娠、分娩および産じょく〈褥〉における浮腫、 タンパク〈蛋白〉尿および高血圧性障害	O10-O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予 想される分娩の諸問題	O30-O48
	分娩の合併症	O60-O75
	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩（O84）中の 多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
	多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
	その他の多胎分娩	O84.8
	多胎分娩、詳細不明	O84.9
	主として産じょく〈褥〉に関連する合併症	O85-O92
	その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99

共済金額を制限する職業

定期医療プラン（2019）における共済金額を制限する職業とは、下表の①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者の方から⑨その他こくみん共済coopが指定する職業に従事される方までをいいます。

また、定期生命プラン（2019）における生命基本契約共済金額、災害特約の共済金額の限度は下表のとおりです。

被共済者の職業 および状態	A. 次の(ア)から (エ)の基本契約 共済金額を通 算した額の限 度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効の せいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)定期生命プラン （2019）	B. 次の(ア)から (オ)の基本契約 共済金額を通 算した額の限 度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効の せいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)引受緩和型更 新プラン (オ)定期生命プラン （2019）	C. 次の(ア)から (エ)の災害特約 共済金額と災 害死亡特約共 済金額を通算 した額の限度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効の せいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)定期生命プラン （2019）
① 競馬・競輪・ オートレース・ 競艇等の職業競 技者の方	500万円	600万円	500万円
② 潜水・潜函・ サルベージ等に 従事される方	500万円	600万円	500万円
③ 警察官・海上 保安官その他こ れに類する方	1,500万円	1,600万円	500万円
④ 自衛官（防衛 大学校生を含 む。）の方	1,500万円	1,600万円	500万円
⑤ 坑内・隧道内 作業に従事され る方	500万円	600万円	500万円
⑥ 近海または遠 洋漁業の船舶乗 組員の方	500万円	600万円	500万円
⑦ 1,000トン未 満の船舶乗組員 の方	500万円	600万円	500万円

⑧ ハイヤー・タクシー運転手の方	1,500万円	1,600万円	1,500万円
⑨ その他こくみん共済 coopが指定する職業に従事される方	500万円	600万円	こくみん共済 coopの指定する額
発効日または更新日において15歳未満の方	500万円	500万円	500万円
発効日または更新日において61歳以上の方	500万円	600万円	500万円
加入または更新時の契約変更の申込みの当時に重度障害の状態になっていた方	500万円	600万円	500万円
発効日または更新日において15歳未満でかつ加入または更新時の契約変更の申込みの当時に重度障害の状態になっていた方	200万円	200万円	200万円
上記に該当しない方	3,000万円	3,300万円	3,000万円

※ 被共済者の職業および状態について、二つ以上の項目に該当する場合は、いずれか小さい金額を限度とします。

※ ①から⑨については、加入または更新時の契約変更の申込みの当時に①から⑨の職業に従事している方が該当します。

各共済金等請求の提出書類

1 各共済金等請求の提出書類はつぎのとおりです。

○印のある書類を提出してください。

【各共済金等請求の提出書類】

提出書類		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
共済金の種類		共済契約証書	共済金請求書	解約返戻金請求書またはその他の返戻金請求書	死亡診断書（死体検案書） （注）	後遺障害診断書 （注）	入院・通院・手術等を証明する医師の診断書（注）	不慮の事故等である証明書（公的な証明書など）	被共済者および共済金受取人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	共済金受取人の印鑑証明書	共済契約者の印鑑証明書（届出印のないとき）	費用を支払ったことを示す領収書	最終の掛金払込みを証明するもの	その他の必要書類
死亡共済金		○	○		○				○	○			○	○
重度障害共済金		○	○			○				○			○	○
災害死亡共済金		○	○		○			○	○	○			○	○
障害共済金		○	○			○		○		○			○	○
病気入院共済金														
入院前病気通院共済金														
退院後病気通院共済金		○	○				○			○			○	○
病気手術共済金														
病気放射線治療共済金														
先進医療共済金	不慮の事故	○	○				○	○		○		○	○	○
	疾病	○	○				○			○		○	○	○
災害入院共済金														
入院前災害通院共済金														
退院後災害通院共済金		○	○				○	○		○			○	○
災害通院共済金														
災害手術共済金														
災害放射線治療共済金														
がん入院共済金														
女性疾病入院共済金														
女性疾病退院共済金		○	○				○			○			○	○
がん手術共済金														
がん放射線治療共済金														
満期共済金		○	○						○	○			○	○
解約返戻金等		○		○							○		○	○

提出書類 共済金の種類	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
	共済契約証書	共済金請求書	こくみん共済coop 所定の診断書 (注)	共済金受取人の印鑑証明書	その他の必要書類
リビングニーズ共済金 在宅ホスピスケア共済金 悪性新生物診断共済金 上皮内新生物診断共済金	○	○	○	○	○

(注) こくみん共済 coop の定める書式に限りします。

- 2 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求の場合には、**【各共済金等請求の提出書類】**に規定する提出書類に加えて、つぎの書類を提出してください。
 - (1) 共済契約者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
 - (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
 - (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
 - (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し（世帯全員のもの）
 - (5) 共済契約者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
 - (6) その他の必要書類
- 3 施術所に入所または通所した場合の提出書類は、それぞれつぎの(1)または(2)に規定する書類を医師の診断書に代えることができます。
 - (1) 入所したとき
柔道整復師の施術証明書および医師の同意書
 - (2) 通所したとき
柔道整復師の施術証明書
- 4 **【各共済金等請求の提出書類】**の(7)に規定する「不慮の事故等である証明書」とは、つぎの(1)から(6)に規定するものをいいます。

(1)	交通事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所の発行する交通事故証明書
(2)	エレベーター・エスカレーターの事故、建造物の倒壊、物の落下の事故による場合	その建物等の管理者の事故証明書
(3)	労働災害による場合	労働者災害補償保険請求書および支給決定・支払通知書の写し
(4)	公務上の災害による場合	公務災害認定申請書および公務災害認定書の写し
(5)	上記以外の原因による場合	救急用自動車、消防用自動車出動証明書その他官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
(6)	その他	上記(1)から(5)までに準ずる不慮の事故等を証明する書類

累加死亡共済金 例表／経過年別の累加死亡共済金
(満期金10万円あたりの単価)

契約発効日：2019年8月1日～2025年3月31日

共済期間を5年とする分割払契約	
経過年数	累加死亡共済金
1	19,801
2	39,701
3	59,701
4	79,800
5	100,000

契約発効日：2025年4月1日～

共済期間を5年とする分割払契約	
経過年数	累加死亡共済金
1	19,604
2	39,404
3	59,402
4	79,600
5	100,000

解約返戻金目安表

この解約返戻金目安表は、基本契約の生命保障金額（死亡・重度障害共済金額）10万円あたり、満期金10万円（1口）あたり、医療特約（先進医療特約付）1,000円、女性疾病医療特約1,000円あたりの、加入時からの加入年数に応じた解約返戻金の額を掲載したものです（年齢は契約発効日時点の年齢でご確認ください）。

なお、実際は、各加入年数における経過月数によって金額が異なりますので、あくまで目安としてご活用ください。

※ 満期金について、加入または更新、更改後すぐに解約される場合は、払込掛金よりも解約返戻金が少なくなることがありますのでご注意ください。

目安の計算方法

基本契約における死亡・ 重度障害共済金10万 円あたりの解約返戻金 (P.115参照)	×	基本契約の生命保障 付帯口数	×	10 =	a
満期金10万円（1口） あたりの解約返戻金 (P.116参照)	×	満期金の付帯口数	=		b
医療特約（先進医療特約付）における死亡・重度 障害共済金10万円あたりの解約返戻金 (P.115参照)			=		c
医療特約（先進医療特 約付）における入院日額 1,000円あたりの解約返 戻金 (P.117参照)	×	入院日額 ÷ 1,000	=		d
女性疾病医療特約にお ける女性疾病入院日額 1,000円あたりの解約返 戻金 (P.118参照)	×	女性疾病医療入院日 額 ÷ 1,000	=		e
					合計金額 (a + b + c + d + e)

(1) 死亡・重度障害共済金 10万円あたりの単位解約返戻金表

加入年齢が満0歳～満73歳で共済期間が5年の方

契約発効日：2019年8月1日～2025年3月31日

加入 年齢	共済 期間	男性					女性				
		経過年数					経過年数				
		1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
0～11	5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20		8	10	9	4	0	1	2	1	1	0
30		5	8	9	6	0	4	6	7	5	0
40		23	35	37	25	0	14	22	24	17	0
50		61	96	100	69	0	36	55	56	39	0
60		207	314	323	223	0	73	111	113	75	0
70		468	741	790	565	0	248	393	416	293	0
73		749	1,195	1,273	903	0	374	587	616	434	0

契約発効日：2025年4月1日～

加入 年齢	共済 期間	男性					女性				
		経過年数					経過年数				
		1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
0～11	5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20		8	10	9	4	0	1	2	1	1	0
30		5	8	9	6	0	4	6	7	5	0
40		22	35	37	26	0	14	22	24	17	0
50		61	96	100	69	0	36	55	57	39	0
60		206	314	323	223	0	73	111	113	75	0
70		466	740	790	566	0	247	393	416	294	0
73		747	1,193	1,274	905	0	373	586	616	435	0

加入年齢が満74歳～満78歳で共済期間が2～6年の方

契約発効日：2019年8月1日～2025年3月31日

加入 年齢	共済 期間	男性						女性					
		経過年数						経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
74	6年	1,116	1,892	2,255	2,128	1,413	0	558	939	1,118	1,057	702	0
75	5年	984	1,560	1,654	1,170	0		489	777	826	585	0	
76	4年	807	1,140	905	0			406	576	458	0		
77	3年	589	622	0				302	319	0			
78	2年	319	0					166	0				

契約発効日：2025年4月1日～

加入 年齢	共済 期間	男性						女性					
		経過年数						経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
74	6年	1,112	1,888	2,253	2,130	1,417	0	555	937	1,117	1,058	704	0
75	5年	981	1,558	1,654	1,172	0		487	776	826	586	0	
76	4年	805	1,140	907	0			405	576	459	0		
77	3年	589	623	0				302	319	0			
78	2年	319	0					166	0				

(2) 満期金10万円（1口）あたりの単位解約返戻金表

契約発効日：2019年8月1日～2025年3月31日

加入 年齢	共済 期間	男女共通					
		経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
0～70歳	5年	19,801	39,701	59,701	79,800	100,000	0
74	6年	16,460	33,001	49,626	66,334	83,125	100,000
75	5年	19,801	39,701	59,701	79,800	100,000	
76	4年	24,813	49,751	74,813	100,000		
77	3年	33,167	66,500	100,000			
78	2年	49,875	100,000				

契約発効日：2025年4月1日～

加入 年齢	共済 期間	男女共通					
		経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
0～70歳	5年	19,604	39,404	59,402	79,600	100,000	
74	6年	16,255	32,672	49,254	66,001	82,916	100,000
75	5年	19,604	39,404	59,402	79,600	100,000	
76	4年	24,628	49,502	74,626	100,000		
77	3年	33,002	66,334	100,000			
78	2年	49,751	100,000				

(3) 医療特約（先進医療特約付）入院日額1,000円あたりの単位解約返戻金表

加入年齢が満0歳～満73歳で共済期間が5年の方

契約発効日：2019年8月1日～2025年3月31日

加入 年齢	共済 期間	男性					女性				
		経過年数					経過年数				
		1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
0～11	5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20		30	70	100	80	0	130	210	250	180	0
30		40	60	70	50	0	100	130	90	50	0
40		210	320	350	250	0	90	140	160	110	0
50		460	730	800	560	0	160	260	270	190	0
60		1,090	1,630	1,600	1,060	0	570	870	880	600	0
70		1,220	1,920	2,060	1,440	0	880	1,380	1,500	1,050	0
73		1,560	2,390	2,440	1,670	0	1,180	1,800	1,830	1,240	0

契約発効日：2025年4月1日～

加入 年齢	共済 期間	男性					女性				
		経過年数					経過年数				
		1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
0～11	5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20		30	70	100	80	0	130	210	250	180	0
30		40	60	70	50	0	100	130	90	50	0
40		210	320	350	250	0	90	140	160	110	0
50		460	730	800	560	0	160	250	270	190	0
60		1,090	1,630	1,600	1,060	0	570	870	880	600	0
70		1,220	1,910	2,060	1,440	0	880	1,380	1,500	1,050	0
73		1,560	2,390	2,440	1,670	0	1,180	1,790	1,830	1,240	0

加入年齢が満74歳～満78歳で共済期間が2～6年の方

契約発効日：2019年8月1日～2025年3月31日

加入 年齢	共済 期間	男性						女性					
		経過年数						経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
74	6年	2,040	3,340	3,890	3,610	2,350	0	1,609	2,610	3,040	2,840	1,850	0
75	5年	1,690	2,620	2,750	1,910	0		1,330	2,060	2,190	1,520	0	
76	4年	1,330	1,870	1,460	0			1,060	1,510	1,170	0		
77	3年	960	990	0				800	810	0			
78	2年	500	0					410	0				

契約発効日：2025年4月1日～

加入 年齢	共済 期間	男性						女性					
		経過年数						経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
74	6年	2,030	3,340	3,880	3,620	2,360	0	1,580	2,600	3,030	2,850	1,860	0
75	5年	1,680	2,620	2,750	1,910	0		1,320	2,060	2,190	1,520	0	
76	4年	1,330	1,870	1,460	0			1,060	1,510	1,180	0		
77	3年	960	990	0				790	810	0			
78	2年	500	0					410	0				

(4) 女性疾病医療特約 女性疾病入院日額500円あたりの単位解約返戻金表

加入年齢15歳～満73歳で共済期間が5年の方

契約発効日：2019年8月1日～2025年3月31日

加入 年齢	共済 期間	女性				
		経過年数				
		1年	2年	3年	4年	5年
15	5年	0	0	0	0	0
20		40	85	125	100	0
30		115	160	140	85	0
40		165	250	260	175	0
50		290	430	405	265	0
60		480	725	730	490	0
70		595	885	860	570	0
73		550	835	855	590	0

契約発効日：2025年4月1日～

加入 年齢	共済 期間	女性				
		経過年数				
		1年	2年	3年	4年	5年
15	5年	0	0	0	0	0
20		40	85	125	100	0
30		115	160	140	85	0
40		165	250	260	175	0
50		290	430	405	265	0
60		475	725	730	495	0
70		595	885	865	570	0
73		545	835	855	595	0

加入年齢が満74歳～満78歳で共済期間が2～6年の方

契約発効日：2019年8月1日～2025年3月31日

加入 年齢	共済 期間	女性					
		経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
74	6年	710	1,165	1,345	1,210	765	0
75	5年	590	910	915	620	0	
76	4年	465	615	465	0		
77	3年	300	305	0			
78	2年	155	0				

契約発効日：2025年4月1日～

加入 年齢	共済 期間	女性					
		経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
74	6年	710	1,160	1,345	1,210	770	0
75	5年	585	910	915	620	0	
76	4年	460	615	465	0		
77	3年	300	305	0			
78	2年	155	0				

巻末資料

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針
ご加入者の個人情報の共同利用について
個人情報の第三者提供について
納税義務国確認に伴う手続きのお願い
出資金について
苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて
労済組合員のしおり
CO・OP 共済健康ダイヤルのご案内

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針

— 組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報
(マイナンバー等) の取扱いについて —

全国労働者共済生活協同組合連合会

こくみん共済 coop は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

1. 情報の取得と利用目的

こくみん共済 coop は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、こくみん共済 coop の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

2. 取得させていただく情報の種類

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、こくみん共済 coop ホームページ等に登録された組合員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号(マイナンバー)および本人確認のための必要最小限の情報(住所、氏名、生年月日、性別等)を取得させていただきます。

3. 情報の取得方法

(1) 個人情報について

主に申込書・契約書やアンケートにより、組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。協力団体・労働組合等を通じて共済を利用される組合員・お客さまについては、所属されている協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票、または特定個人情報にかかる

専用の帳票により、情報を取得させていただきます。

4. 情報の管理

こくみん共済 coopでは、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理を実施します。

(1) 安全管理について

- ① 情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスの防止、情報センターでの職員の入退室管理を図るなど、情報の安全管理を実施します。
- ② 組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報の取扱いについての教育・研修を職員に定期的実施します。
- ③ 組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。
- ④ 関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を行わせない等の必要かつ適切な委託先の監督を実施します。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

5. 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

こくみん共済 coopでは、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合のみ利用し、以下の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。

- ① 組合員・お客さまが同意されている場合
- ② 法令により必要と判断される場合
- ③ 組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合
- ④ 業務提携先等との間で、こくみん共済 coopが保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

ア. 共同利用する旨

イ. 共同で利用される個人データの項目

ウ. 共同して利用する者の範囲

エ. 利用する者の利用目的

オ. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称
および住所ならびに法人の場合には、その代表者の氏名

(2) 特定個人情報について

こくみん共済 coopでは、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。

- ① 激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合

- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

6. 共同利用

こくみん共済 coopでは、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただきます。共同して利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲および利用する者の利用目的は、こくみん共済 coopのホームページに掲載するなど容易に知り得るようにします。なお、特定個人情報については、共同利用することはありません。

7. 開示・訂正・利用停止等

こくみん共済 coopは、組合員・お客さまからご自身に関する保有個人データ、第三者提供記録、または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。なお、利用目的を超えた情報の利用、不正な手段による情報の取得、利用の必要がなくなったこと、漏えい・滅失・毀損など権利利益が損なわれるおそれがあること、または取扱いによって権利・正当な利益が損なわれるおそれがあることを理由として取扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取扱いを停止させていただきます。

個人情報および特定個人情報の開示・訂正・利用停止等のお問い合わせ先最寄りの窓口またはお客様サービスセンターまでお申し出ください。

■お客様サービスセンター 0120-00-6031（フリーダイヤル）

■受付時間 平日9:00～19:00 土曜日9:00～17:00（日曜・祝日・年末年始は除く）

最新の個人情報および特定個人情報にかかる保護方針についてはこくみん共済 coop ホームページ（<https://www.zenrosai.coop>）をご覧ください。

ご加入者の個人情報の共同利用について

こくみん共済 coopでは保有するお客さまの個人データについて、以下のように他の団体等との間で共同利用させていただくことがありますが、これらの場合にあってもこくみん共済 coopとしてお客さまの個人データの安全管理等の措置について、責任をもって対処してまいります。

1. 「支払査定時照会制度」による共同利用について

こくみん共済 coopは、2005年1月31日から全国共済農業協同組合連合会、日本生活協同組合連合会（2009年3月より日本コープ共済生活協同組合連合会）、（一社）生命保険協会および（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社（以下「各共済・保険会社等」といいます。各社の名称については、生命保険協会ホームページ記載の「加盟会社」をご確認ください。）とともに、お支払いの判断または共済契約もしくは保険契約等（以下「共済契約等」といいます）の解除、取り消しもしくは無効の判断（以下「お支

払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、こくみん共済 coopを含む各共済・保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用させていただいています。

共済金、年金または給付金(以下「共済金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各共済・保険会社等に照会し、他の各共済・保険会社等から情報の提供を受け、また他の各共済・保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係わる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各共済・生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各共済・生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各共済・生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

【共同利用事項】

支払査定時照会制度により共同利用する保有個人データは、次の項目になります。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係わるものは除きます。

- (1) 被共済者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- (2) 共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故
- (3) 共済の種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法

■こくみん共済 coopが保有する相互照会事項記載の情報については、こくみん共済 coop (<https://www.zenrosai.coop/zenrosai/profile/soshiki/tokusei.html>) が管理責任を負います。共済契約者、被共済者または共済金受取人は、こくみん共済 coopの定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(1)～(5)に記載の事由を理由とする場合、こくみん共済 coopの定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、最寄りのこくみん共済 coop窓口やお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

- (1) こくみん共済 coopがあらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- (2) こくみん共済 coopが不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (3) 本人が識別される保有個人データをこくみん共済 coopが利用する必要がなくなった場合
- (4) こくみん共済 coopが取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (5) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【支払査定時照会制度における相互照会事項に関する開示等請求について】

こくみん共済 coop は、下記のとおり、支払査定時照会制度にもとづく相互照会の有無、相互照会の時期、相互照会された事項に関して、こくみん共済 coop を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人からの開示・訂正等の請求を受け付けています。

なお、こくみん共済 coop が保有する相互照会事項に関する個人情報保護法第25条ないし第29条の規定にもとづく開示・訂正等については、こくみん共済 coop が定める以下の手続きにもとづいて請求していただくことになります。請求いただいた場合は、後日、こくみん共済 coop から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。

なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

《開示等請求について》

こくみん共済 coop を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人は、下記の開示対象事項について開示を求めることができます。

■開示等対象事項

- (1) 当制度にもとづく相互照会の有無
- (2) 相互照会の時期
- (3) 相互照会された事項

ただし、相互照会后3年を経過した場合は、当該情報の消去等により回答できないことがあります。また、ご本人以外の方に関する個人情報等開示できない場合もあります。

■請求の方法

- (1) 請求受付場所

こくみん共済 coop へのご来訪、郵送での請求等、いずれの場合も最寄りのこくみん共済 coop 窓口またはお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

- (2) 提出いただくもの

- ① 所定の請求書式
- ② ご契約者の場合は共済契約証書の写し
- ③ 本人確認資料

- (3) 本人確認資料の提示について

- ① ご本人による請求の場合

・請求者の運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証^(※)等の身分証明書で、ご本人であることを確認できる資料の写し

- ② 代理人（指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、ご本人が委託した代理人）による請求の場合

・代理人本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート）、健康保険証^(※)、年金手帳^(※)

・委任状（ご本人が、会社等届出印もしくは印鑑証明の印（印鑑証明書を添付）を押印ください）後見開始審判書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料

※ 健康保険証のコピーをご提出される場合は、保険者番号および被保険者記号・番号を判読できないようマスキング（黒く塗りつぶし）してください。また、同様に、年金手帳を提出される場合は、年金番号を判読できないようマスキング（黒く塗りつぶし）して

ください。

■手数料（徴収する場合）

開示請求手続きに対しては、手数料として実費（郵送料等）をいただくことがあります。

■回答方法

後日、こくみん共済 coop から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

《訂正・追加・削除請求について》

万一、上記手続きにより開示された相互照会の内容に誤りがある場合、内容の訂正、追加または削除を申し出ることができます。

請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。

- ・開示請求時の回答の写し
- ・当該請求に誤りがあることを示す資料

《利用停止、または消去の請求について》

万一、上記手続きにより開示された相互照会について、次の(1)～(5)に記載の事由を理由とする場合、利用停止または消去を申し出ることができます。

- (1) こくみん共済 coop があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- (2) こくみん共済 coop が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (3) 本人が識別される保有個人データをこくみん共済 coop が利用する必要がなくなった場合
- (4) こくみん共済 coop が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (5) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。

- ・開示等請求時の回答の写し
- ・上記(1)～(5)に記載の事由を示す資料

2. 都道府県生協等との共済契約等の事務手続きを円滑にすすめるための共同利用について

こくみん共済 coop では、お客さまが所属されている都道府県生協等との間で、お客さまのこくみん共済 coop への共済契約の締結に係わる判断、契約の維持管理などともなう事務を円滑にすすめるため、次のように都道府県生協等の保有する個人データを、共同して利用させていただいています。

【共同利用事項】

こくみん共済 coop と都道府県生協等が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- (1) 都道府県生協等の保有する組合員名簿
- (2) 都道府県生協等の保有する組合員の出資金台帳

個人情報 の 第三者提供について

こくみん共済 coop は、再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

納税義務国確認に伴う手続きのお願い

〈外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関するお願い〉

1. FATCA は米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関（共済団体や保険会社も含む）に対して、契約者が米国の納税義務者であるかを確認することを求める法律です。
2. こくみん共済 coop では、FATCA 実施に関する日米当局間の声明^(注)および米国内法令にもとづき、各種手続きの際に米国納税義務者に該当していないか確認しています。該当する場合には、必要な書類のご提出ご記入をお願いすることがあり、また、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行います。

(注) 国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局間の相互協力および理解に関する声明

〈共通報告基準（CRS）に関するお願い〉

1. CRS は、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税および租税回避に対処することを目的に、各国の税務当局間で非居住者の金融資産の情報を相互交換するために、OECD（経済協力開発機構）が策定した統一基準です。CRS 適用国である日本の金融機関（共済団体や保険会社も含む）は、国内法^(注)にもとづき、国税庁への報告事項の提供義務があります。
2. こくみん共済 coop では、国内法にもとづき、各種手続きの際などに契約者または受取人の居住地国（納税義務国）を確認しています。CRS 適用国に該当する場合には必要な書類のご提出、ご記入をお願いすることがあり、また、国税庁へご契約情報等の報告を行います。

(注) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律等

出資金について

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。

新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上のお支払いをお願いしています）。《新あいあい》ご加入の場合、出資金は、初回掛金の口座振替時に100円を上乗せして請求させていただきます。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄

りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきます場合がありますのでご注意ください。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

契約および共済金の支払いに関する決定にご相談・ご不満がある場合は、こくみん共済 coopにお申し立てください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、こくみん共済 coopで解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

・電 話 03-5368-5757

・受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始除く)

労済組合員のしおり

(都道府県労済のモデル定款の抜粋)

※ コープ共済連は、CO・OP生命共済の実施にあたって、こくみん共済 coop と提携しています。

こくみん共済 coop は、消費生活協同組合法（生協法）に基づいて設立された、共済事業を行う生活協同組合の連合会組織です。

※ CO・OP生命共済《新あいあい》のご加入にあたっては、ご契約者の方に、こくみん共済 coop の当該都道府県の労済生協の組合員となっていただく必要があります。

組合員の資格

第6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

届出の義務

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、その旨をこの組合に届け出なければならない。

自由脱退

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3 前項の規程により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4 第2項の規程により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

法定脱退

第11条 組合員は次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

除名

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 3年間この組合の事業を利用しないとき
- (2) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

2 前項の場合において、この組合員は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

出資 1 口の金額及びその払込み方法

第 15 条 出資 1 口の金額は 100 円とし、全額一時払込みとする。

出資口数の減少

第 17 条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の 90 日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の 4 分の 1 を超えたときは、4 分の 1 以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

* 定款の全文につきましては、所属の各都道府県のこくみん共済 coop へお問い合わせの上、必ずご確認をお願いします。

CO・OP共済 健康ダイヤルのご案内

CO・OP共済（火災共済、マイカー共済は除きます）にご加入の方に向けて提供しているサービスです。

※ 共済の契約内容や手続き等についてはお答えできませんので、ご加入の生協までお問い合わせください。

■健康医療相談

医療専門のスタッフ（看護師等）による、健康・医療・介護・メンタルヘルスのご相談。

さまざまなお身体の悩みに関してお応えいたします。

ご自身やご家族の症状について病院で受診した方がいいのか、健康診断結果への不安や、現在治療中の方が抱えるお悩み等に関するご相談にお応えいたします。

〈事例〉

- ・健康診断で高脂血症を指摘され、治療が必要と言われましたが、どうしたらいいのでしょうか？

■医療機関情報の提供

専門病院・リハビリ病院や介護施設などの情報提供。

夜間・休日に開いている救急医療機関や仕事先・旅先での最寄りの医療機関など、全国数十万件のデータベースから症状に合わせて適切な医療機関等をご案内いたします。

〈事例〉

- ・旅行中に急に体調を崩したのですが、ここから一番近い病院を教えてください。

■育児・食のご相談

育児全般にかかわる育児・栄養のご相談。

お子さまの病気・ケガ・予防接種・発達といった育児全般のご相談や、離乳食・生活習慣病予防の食事などについてのご相談にお応えいたします。

〈事例〉

- ・子供のイヤイヤが始まり戸惑っています。どうしたらいいのでしょうか？

CO・OP 共済 健康ダイヤル

- ※健康医療相談の専用ダイヤルとなります。
- ※CO・OP共済（火災共済、マイカー共済は除きます）にご加入の方のみご利用いただけます。

 0120-502-506

相談受付時間 9：00～20：00（年中無休）

- ・夜間・休日の救急医療機関案内は、上記以外の時間も受け付けております。
- ・時間帯によっては、つながりにくい場合がございます。
- ・健康医療相談、医療機関情報の提供、育児・食のご相談の範囲を超えるご相談については、お応えいたしかねます。

●ご利用方法など

- ・このサービスは、コープ共済連が専門の相談機関に外部委託し、健康医療相談、夜間・休日の救急医療機関のご案内等をおこなうものです。
- ・サービス品質向上のため、相談内容を録音・記録しております。
- ・プライバシーは厳守されますのでご安心ください。
- ・番号非通知でのご相談は受けられません。
- ・ご相談の際に、**お名前、年齢、ご加入の生協名（共済商品の名称、センター・店舗名ではありません）**をお伝えください。
- ・ご相談内容によりご要望に沿えない場合がございます。
- ・混雑状況により、ご相談時間の目安を相談員からお伝えする場合がございます。

memo

◎ 各種お問い合わせ窓口 ◎

CO・OP 共済 お問い合わせ窓口

CO・OP 共済の保障内容のお問い合わせやご相談、住所や契約内容の変更、共済金の請求等の手続きは、ご加入の生協のコープ共済センターにお問い合わせください。

● 共済金のご請求について → ☎ 0120-80-9431

● ご加入やご契約について → ☎ 0120-50-9431

受付時間 9:00～18:00 月～土（祝日含む）

CO・OP 共済 「ご意見・ご要望」の窓口

皆様からのご意見・ご要望や、苦情を承る窓口として、フリーダイヤルを開設しています。またホームページでもご意見・ご要望を受け付けしております。

フリーダイヤル 0120-497-350

受付時間 9:00～17:00（月曜日～金曜日）

（土曜、日曜、祝日、年末年始は休業）

コープ共済

検索

<https://coopkyosai.coop>

健康医療相談の窓口

契約者および加入者の方に医療専門のスタッフによる健康医療相談のサービスを提供しています。詳しくは、本冊子の P.130～131 をご覧ください。

契約引受団体

■ 全国労働者共済生活協同組合連合会

取扱団体： **日本コープ共済生活協同組合連合会**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

CO・OP 共済ホームページ <https://coopkyosai.coop>

落丁・乱丁がある場合はお取替えいたします。